

農地集積・集約化等対策事業費補助基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称 農地中間管理事業等促進基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

	25年度		26年度			27年度			28年度			29年度		
	補正	当初(1回目)	当初(2回目)	補正(基金運用益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計
基金達成額	555,245	86,580	346,178	276	433,034	631	167	4	171	55				
うち国費相当額	555,245	86,580	346,178	0	432,758	0	0	0	0	0				

	30年度			令和元年度			令和2年度		
	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計
基金達成額	35	45	80	23	45	68	4	54	58
うち国費相当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			合計
	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	
基金達成額	2	747	749	1	169	170	123	123	990,384	
うち国費相当額	0	0	0	0	0	0	0	0	988,003	

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

	25年度		26年度			27年度				
	補正	当初(1回目)	補正(基金運用益)	補正	計	当初(1回目)	当初(2回目)	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計
基金達成額	654,954	428,692	358	926,127	1,355,177	840,000	314,435	816	800	1,156,051
うち国費相当額	654,954	428,692	0	926,127	1,354,819	840,000	314,435	0	0	1,154,435

	28年度			29年度			30年度		
	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計
基金達成額	9	4,644	4,653	1	1,041	1,042	1	1,837	1,838
うち国費相当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			
	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計
基金達成額	1	1,328	1,329	1	1,809	1,810	584,574	1	2,575	587,150
うち国費相当額	0	0	0	0	0	0	584,574	0	0	584,574

	令和4年度				令和5年度				合計
	補正	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	補正	補正(基金運用益)	補正(基金返還益)	計	
基金達成額	298,800	12	943	299,755	477,000	14	1,082	478,096	4,541,855
うち国費相当額	298,800	0	0	298,800	477,000	0	0	477,000	4,524,582

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

	(単位:千円)			
	25年度	26年度	27年度	合計
基金達成額	73,199	35	12	73,246
うち国費相当額	73,199	0	0	73,199

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

農地中間管理機構(以下「機構」)による農地の貸借機能等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構に農地を貸し付けた地域及び個人に機構集積協力金を交付する。

3. 農地台帳システム整備事業

農業委員会が作成する農地台帳の電算化を支援する。

4. 事業関係通知、パンフレット等

① 農地集積・集約化等対策事業実施要綱	別添
② 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱	別添
③ 岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱	別添
④ 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱	別添

○基金事業等を終了する時期 令和6年度(予定)

○基金事業等の目標

令和10年度に担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の8割とする。

	現状値 (平成30年度)	令和10年度
岩手県全耕地面積	150,100ha	150,100ha
うち担い手が利用する面積	97,734ha	119,000ha
計	65%	80%

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

- ・採択に当たっての申請方法 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の第10参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第3の1に規定する事業計画と認められること
- ・審査体制 担当部局において審査

(2) 農地中間管理事業等推進事業

1. (1)と同じ

2. 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金

- ・採択に当たっての申請方法 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の第10参照
- ・申請期限 随時
- ・審査基準 農地集積・集約化等対策事業実施要綱の第3の3に規定する事業計画と認められること
- ・審査体制 担当部局において審査

(2) 集約化奨励金

2. (1)と同じ

(3) 経営転換協力金

2. (1)と同じ

(4) 機構集積協力金推進事業

2. (1)と同じ

3. 農地台帳システム整備事業

平成29年度に廃止

【問い合わせ先】
農林水産部農業振興課担い手対策チーム
電話番号: 019-629-5643

農地集積・集約化等対策事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 2925 号

令和 5 年 3 月 28 日付け 4 農振第 3540 号

第 1 趣旨

現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地集積は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約 6 割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要があります。

このため、本事業により、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）による担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現します。

併せて、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）等に係る手続のデジタル化を加速し、デジタル改革を推進します。

第 2 用語の定義

本事業における各用語（※の部分）の定義は別表 1 のとおりとします。

第 3 事業の内容

1 農地中間管理機構事業

機構を通じた担い手への農地の集積・集約化を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記 1 により補助します。

(1) 借受農地管理等事業

機構が借り受けた農用地等の賃料又は保全管理及び新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置に要する経費について補助します。

(2) 農地中間管理事業等推進事業

ア 都道府県推進事業

農地中間管理事業の推進のため都道府県が行う事業推進活動及び指導監督等の事業について補助します。

イ 農地中間管理機構運営事業

機構の運営及び業務委託等に必要経費について補助します。

ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業（平成 25 年度補正予算事業）

都道府県が企業の農業参入を促進するために行う企業リストの作成及び企業

参入セミナーの開催等に必要な経費について補助します。

(3) 企業参入促進事業

企業の農業参入を促進するためのフェアの開催等に要する経費について補助します。

2 遊休農地解消緊急対策事業

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構が行う、機構自らが借り受けた[※]遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について、別記2により補助します。

3 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業に係る経費について、別記3により補助します。

(1) 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた[※]農作業委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。

(2) 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた[※]農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、奨励金を交付します。

(3) 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより[※]経営転換又はリタイアした農業者及び[※]農地の相続人に対し、協力金を交付します。

(4) 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する(1)から(3)までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を補助します。

4 機構集積支援事業

機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書又は第5項の規定により、農業委員会が置かれていない市町村にあつては市町村。以下「農業委員会等」といいます。）が関連する業務を適切に実施できるよう、次の事業に係る経費について、別記4により交付します。

(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

農地法等に基づき農業委員会等が行う事務（農地等の利用関係の調整、農地の利

用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備及び所有者不明農地の権利関係調査等)に要する経費について交付金を交付します。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、農業委員会等が行う農業委員等の資質向上のための活動等に要する経費について交付金を交付します。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、[※]都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会等に対する支援、農地に関する情報の整理及び提供等に要する経費について交付金を交付します。

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、[※]全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 情報収集・分析事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動等に必要情報を収集・分析するために必要な経費について補助します。

イ 情報提供・指導事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象とした研修会の開催、研修教材の作成、取組状況の点検等に必要経費について補助します。

(5) 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次の事業に要する経費について補助します。

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構との調整、研修会の実施、農地に関する相談対応等に要する経費

イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用の取組に要する経費

ウ 農業委員会サポートシステムを活用して行われる、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 102 条に基づく農地台帳と住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合作業に対する支援に要する経費

第 4 事業の仕組み

1 都道府県基金事業

(1) 第 3 の 1 の (1) 及び (2) 並びに 3 の事業については、令和 4 年度までに国から都道府県に対して交付された補助金により造成された事業資金を取り崩して実

施する場合に限り、都道府県基金事業として実施することができます。

(2) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、事業資金から本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

2 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業、遊休農地解消緊急対策事業並びに機構集積協力金交付事業

(1) 第3の1の(1)並びに(2)のア及びイ、2並びに3の事業については、次により補助事業として実施します。

ただし、1により都道府県基金事業として実施するものは除きます。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

3 企業参入促進事業

(1) 第3の1の(3)の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、農林水産省経営局長(以下「経営局長」といいます。)が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体(以下「参入促進団体」といいます。)に対して補助金を交付します。

(3) 参入促進団体は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

4 機構集積支援事業

(1) 第3の4の事業は、次により実施します。

(2) 第1の趣旨を踏まえ、(1)の事業に必要な経費について、都道府県及び全国農業委員会ネットワーク機構に対して補助金を交付します。

(3) 都道府県は、事業実施主体からの申請に基づき、本事業に要する経費を事業実施主体に補助します。

(4) 全国農業委員会ネットワーク機構は、経営局長への申請に基づき、本事業を実施します。

第5 事業実施主体

1 農地中間管理機構事業

(1) 借受農地管理等事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

(2) 農地中間管理事業等推進事業

ア 都道府県推進事業及び企業リスト作成・セミナー開催事業の事業実施主体は、都道府県とします。

イ 農地中間管理機構運営事業の事業実施主体は、機構とします。

(3) 企業参入促進事業

本事業の事業実施主体は、参入促進団体とします。

2 遊休農地解消緊急対策事業

本事業の事業実施主体は、機構とします。

3 機構集積協力金交付事業

(1) 地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業及び経営転換協力金交付事業

ア 本事業の事業実施主体は、市町村とします。

イ ただし、都道府県が事業実施主体となることにより事業が効果的に実施できると都道府県が判断した場合は、市町村に代わり都道府県が事業実施主体となることができることとします。

(2) 機構集積協力金推進事業

本事業の事業実施主体は、都道府県及び市町村とします。

4 機構集積支援事業

(1) 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業

本事業の事業実施主体は、農業委員会等とします。

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

本事業の事業実施主体は、都道府県農業委員会ネットワーク機構とします。

(4) 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

(5) 農業委員会サポートシステム管理事業

本事業の事業実施主体は、全国農業委員会ネットワーク機構とします。

第6 都道府県基金事業の実施等

1 都道府県基金事業の実施に当たっての条件

都道府県基金事業の実施に当たっては、別紙の条件が付されるものとします。

2 事業資金の管理

(1) 都道府県は、事業資金の設置目的、管理、運用益の処理、処分等について、条例において定めることとします。

(2) 都道府県は、造成した事業資金については、その造成後において、事業資金間で流用をしてはならないものとします。

ただし、次に掲げる流用については、この限りではありません。

ア 第3の3の事業資金相互間の流用

- イ ア以外の流用（第3の1の事業の事業資金相互間並びに第3の1及び3の事業間の流用に限る。）であって、第6の3の（3）のイにより申請し、第6の3の（4）の承認を受けた場合
- （3）都道府県は、都道府県基金事業に係る事業資金ごとに次の勘定科目により他の業務に係る資金と区別して経理するものとします。
- ア 農地中間管理機構事業に係る事業資金は、「農地中間管理機構事業勘定」
- イ 機構集積協力金交付事業に係る事業資金は、「機構集積協力金交付事業勘定」
- （4）都道府県は、各事業資金を次の方法により運用するものとします。
- ア 金融機関への預金
- イ 国債及び地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等
- ウ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（元本保証のあるものに限ります。）
- （5）都道府県は、事業資金の運用収入及び事業資金の取崩しによる収入については、事業資金ごとに事業実施に要する経費にそれぞれ充当するものとし、他の費用に充当してはならないものとします。
- （6）都道府県は、第5の1及び3の事業実施主体から本事業に要する経費の返還があった場合は、これを各事業資金に繰り入れるものとします。

3 都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等

（1）農地中間管理機構事業

機構が、第5の1の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、農地中間管理機構事業（年度別）実施計画（別紙様式第1号。以下「機構計画」といいます。）を添付して、別紙様式第2号により都道府県知事へ承認の申請をしてください。

（2）機構集積協力金交付事業

市町村が、第5の3の事業実施主体として事業を実施する場合は、市町村長は、市町村機構集積協力金交付事業（年度別）実施計画（別紙様式第3号。以下「市町村計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、都道府県知事へ承認の申請をしてください。

ただし、第5の3の（1）のイの規定に基づき都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施する場合は、都道府県知事が当該市町村に係る市町村計画を作成します。

（3）都道府県事業

ア 都道府県知事は、機構計画及び市町村計画（以下「機構計画等」といいます。）の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県（年度別）事業実施計画（別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます。）を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます。）へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村

計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書(別紙様式第4-2号)を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(4) 地方農政局長等は、(3)により提出された都道府県計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。

(5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、機構の長、市町村長及び農業委員会会長(以下「機構の長等」といいます。)に対して、機構計画等をそれぞれ承認した旨の通知を行ってください。

(6) 機構計画等、都道府県計画及び都道府県基金の事業資金活用計画について、以下の変更が生じた場合、(1)から(5)までの手続を準用してください。

ア 事業実施主体の変更

イ 第3の1及び3の事業ごとに事業費又は国庫補助金の3割を超える増減

ウ 第3の1及び3に掲げる事業の中止又は新規の実施

エ 第6の2の(2)のイの流用額の増加

4 都道府県基金の決算報告

都道府県知事は、事業資金造成後の毎年3月31日現在において事業資金決算報告書(別紙様式第5号。以下「決算報告書」といいます。)を作成し、6月15日までに地方農政局長等へ報告してください。ただし、年度を通じて事業資金が無い場合はこの限りではありません。

5 都道府県基金事業の完了報告

(1) 機構の長は、毎年度、3の(1)の事業が完了したときは、農地中間管理機構事業(年度別)完了報告書(別紙様式第1号。以下「機構事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

(2) 市町村長は、毎年度、3の(2)の事業が完了したときは、市町村機構集積協力金交付事業(年度別)完了報告書(別紙様式第3号。以下「市町村事業完了報告書」といいます。)を作成し、都道府県知事へ報告してください。

また、都道府県が市町村に代わって事業実施主体として事業を実施した場合は、都道府県知事が市町村事業完了報告書を作成します。

(3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県事業完了報告書(別紙様式第4-1号)を作成し、別紙様式第6号により都道府県基金事業を完了した日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに地方農政局長等へ報告してください。

なお、第6の2の(2)のイの流用を行った場合は、別紙様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用完了報告書(別紙様式第4-2号)を添付してください。

6 都道府県基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県基金事業に係る事業資金の廃止時期は、令和6年度とします。ただし、国の補助金等以外により造成された分については、この限りではありません。
- (2) 都道府県は、都道府県基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてください。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の承認をする場合、必要に応じて条件を付すことができることとします。

7 都道府県基金事業の事故の報告

都道府県は、都道府県基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに地方農政局長等に報告し、その指示を受けてください。

8 都道府県基金事業の終了等

- (1) 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、都道府県基金事業について終了又は変更を命ずることができることとします。
 - ア 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といいます。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」といいます。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。）、本実施要綱若しくは農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。）又はこれらに基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - イ 都道府県が、事業資金を都道府県基金事業以外の用途に使用した場合
 - ウ 都道府県が、事業資金の管理等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - エ 事業資金の全部又は一部の造成を継続する必要がなくなった場合
- (2) 地方農政局長等は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、事業資金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して事業資金に充当することを命ずることができることとします。

ただし、地方農政局長等がやむを得ない事情があると認めるときの取扱いは補助金適正化法第18条第3項に準じるものとします。
- (3) (2)の期限内に事業資金に充当がされない場合には、地方農政局長等は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の事業資金への充当を併せて命ずるものとします。

第7 農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業及び農地中間管理事業等推進事業並びに機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業

第4の2により補助事業として実施する場合（補助事業と都道府県基金事業を同

時に実施する場合を含みます。)の借受農地管理等事業、農地中間管理機構事業等推進事業、地域集積協力金交付事業、集約化奨励金交付事業、経営転換協力金交付事業及び機構集積協力金推進事業(以下「借受農地管理等事業等」といいます。)に係る事業計画の作成及び承認等の手続については、次のとおりとします。

1 事業計画の作成と承認手続等

借受農地管理等事業等の実施に係る機構計画、市町村計画及び都道府県計画の作成、承認申請及び承認並びに計画変更の手続については、第6の3の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県計画の承認申請については、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付することとし、その際は、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

2 事業の完了報告

借受農地管理等事業等の完了報告に係る手続については、第6の5の手続に準じて行うこととします。なお、都道府県事業完了報告書については、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、報告するものとします。

3 事業の中止又は廃止

借受農地管理等事業等の中止又は廃止に係る手続については、第6の6の手続に準じて行うこととします。

第8 企業参入促進事業

1 事業実施計画の作成と承認手続等

(1) 参入促進団体は、企業参入促進事業実施計画(別紙様式第7号。以下「参入促進計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4の規定による交付報告書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6の規定による農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

(2) 参入促進団体は、参入促進計画に交付要綱第9の規定による変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後の参入促進計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

参入促進団体は、企業参入促進事業が完了したときは、企業参入促進事業完了報告書(別紙様式第7号。以下「参入促進事業完了報告書」といいます。)を作成し、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長へ報告してください。

第9 遊休農地解消緊急対策事業

1 事業計画の作成と承認手続等

- (1) 機構が、第5の2の事業実施主体として事業を実施する場合は、機構の長は、遊休農地解消緊急対策事業実施計画（別紙様式第8号。以下「遊休農地解消計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。
- (2) 都道府県知事は、当該計画の内容について、必要な調整を行った上で、当該計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、別紙様式第8号により作成した遊休農地解消計画を、交付要綱第4の規定による交付申請書に添付してください。
ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、別紙様式第8号により地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (3) (2)により提出された遊休農地解消計画については、交付要綱第6の規定による地方農政局長等からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。なお、(2)のただし書により当該計画が提出された場合にあっては、地方農政局長等は、(2)により提出された当該計画の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (4) 都道府県知事は、(3)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに機構の長に対して、当該計画を承認した旨の通知を行ってください。
- (5) 当該計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、(1)から(4)までの手続を準用することとし、都道府県知事にあっては、作成した変更承認書を交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による地方農政局長等からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 事業の完了報告

- (1) 機構の長は、毎年度、事業が完了したときは、遊休農地解消緊急対策事業完了報告書（別紙様式第8号。以下「遊休農地解消事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された当該完了報告書の内容を確認し、別紙様式8号により作成した遊休農地解消事業完了報告書を、交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、地方農政局長等へ報告してください。

第10 機構集積支援事業

1 事業実施計画の作成・承認の手続

- (1) 農業委員会等が、第5の4の(1)及び(2)の事業実施主体として事業を実施する場合は、農業委員会会長等は、機構集積支援事業実施計画（別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業計画」といいます。）を作成し、都道府県知事へ提出してください。

- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(3)の事業実施主体として事業を行う場合は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業実施計画(別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付申請時に添付してください。
- (3) 都道府県知事は、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画について必要な調整を行った上で、計画内容が本事業実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県機構集積支援事業実施計画(別紙様式第10号。以下「都道府県支援計画」といいます。)を作成し、農業委員会等事業計画及び都道府県ネットワーク機構事業計画を農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱(以下「推進交付要綱」といいます。)第4の規定による交付申請書に添付してください。なお、その際は、推進交付要綱第6に基づく地方農政局長等からの交付決定通知をもって、都道府県支援計画の承認があったものとみなします。
- ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等へ承認の申請をしてください。
- (4) 地方農政局長等は、(3)のただし書により提出された都道府県支援計画の内容を審査し、その内容が適当であり、かつ、事業実施主体が別記4の第3に規定する要件を満たすと認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を都道府県知事に通知するものとします。
- (5) 都道府県知事は、(4)によりその内容が適当と認められる旨の通知を受けたときは、速やかに、農業委員会会長等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の長に対して、その旨の通知を行ってください。なお、都道府県支援計画については、推進交付要綱第8の規定による変更等承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。
- (6) 農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画又は都道府県支援計画について、推進交付要綱第8に定める変更が生じた場合は、(1)から(3)までの手続に準じて、地方農政局長等の承認を受けてください。なお、都道府県支援計画については、推進交付要綱第8の規定による変更等承認申請書に添付することとし、その際は同規定による変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。
- (7) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(4)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画(別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業計画」といいます。)を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請時に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。
- ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (8) 経営局長は、(7)のただし書により提出された全国ネットワーク機構事業計画

を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。

- (9) 全国ネットワーク機構事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、交付要綱第9の規定による変更等承認申請書に変更後の全国ネットワーク機構事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。
- (10) 全国農業委員会ネットワーク機構が、第5の4の(5)の事業実施主体として事業を行う場合は、全国農業委員会ネットワーク機構の長は、機構集積支援事業計画（別紙様式第12号。以下「システム管理事業計画」といいます。）を作成し、交付要綱第4に基づく交付申請書に添付してください。なお、その際は、交付要綱第6に基づく農林水産大臣からの交付決定通知をもって、承認があったものとみなします。

ただし、やむを得ない事情により、第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出する場合は、交付申請書の提出より前に、経営局長へ承認の申請をしてください。
- (11) 経営局長は、(10)のただし書きにより提出されたシステム管理事業計画を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を全国農業委員会ネットワーク機構の長に通知します。
- (12) システム管理事業計画について、交付要綱第9に定める変更が生じた場合は、同規定による変更等承認申請書に変更後のシステム管理事業計画を添付してください。なお、その際は、交付要綱第9の規定による農林水産大臣からの変更等承認通知をもって、承認があったものとみなします。

2 機構集積支援事業の事業完了報告

- (1) 農業委員会会長等は、毎年度、1の(1)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第9号。以下「農業委員会等事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(2)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第9号。以下「都道府県ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、都道府県知事へ報告してください。
- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)により提出された事業完了報告書を取りまとめた上で、都道府県機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第10号。以下「都道府県支援事業完了報告書」といいます。）を作成し、推進交付要綱第13に基づく実績報告書に添付することにより、地方農政局長等に提出してください。
- (4) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(7)の事業が完了したときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第11号。以下「全国ネットワーク機構事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第14に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。
- (5) 全国農業委員会ネットワーク機構の長は、毎年度、1の(10)の事業が完了した

ときは、機構集積支援事業完了報告書（別紙様式第 12 号。以下「システム管理事業完了報告書」といいます。）を作成し、交付要綱第 14 に基づく実績報告書に添付することにより、経営局長に提出してください。

第 11 国及び都道府県等による補助等

1 国の補助等

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限ります。）を対象として、都道府県、機構、全国農業委員会ネットワーク機構及び参入促進団体に対して補助金等を交付します。

2 都道府県の補助等

(1) 都道府県基金事業及び借受農地管理等事業等

ア 都道府県は、第 4 の 1 及び 2 で定める都道府県基金事業及び補助事業として実施する借受農地管理等事業等（以下「都道府県基金事業等」といいます。）について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された補助金によって造成した事業資金又は交付された補助金を財源として補助を行います。

イ 都道府県基金事業等の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限ります。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第 6 の 3 の（3）の都道府県計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(2) 遊休農地解消緊急対策事業

ア 機構は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限ります。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

イ 都道府県は、アの補助金の交付に当たっては、第 9 の 1 の（2）の遊休農地解消計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

(3) 機構集積支援事業

ア 都道府県は、第 4 の 4 で定める機構集積支援事業について、事業実施主体からの申請に基づき、交付された交付金を財源として交付を行います。

イ 機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県が定めるところにより、本事業の実施に必要な経費（別表 2 に掲げるものに限ります。）について、都道府県に対して交付の申請をしてください。

ウ 都道府県は、アの交付金の交付に当たっては、第10の1の(3)の都道府県支援計画に記載された事業実施年度内に完了してください。

第12 補助金等の返還等

- 1 国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合、事業資金を造成していなかった場合、事業資金を本事業の実施に要する経費以外に使用した場合、事業を実施していなかった場合及び決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、企業参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書若しくはシステム管理事業完了報告書の内容に虚偽があった場合又は全ての事業が完了した時点において事業資金に残余がある場合には、都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構又は参入促進団体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 2 都道府県は、国から1に基づき補助金等の返還命令があった場合は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の事業実施主体に対し、補助金等を返還させる措置を講ずるものとします。
- 3 都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業の終了後において、事業実施主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県は、これを国に納付してください。
- 4 国は、都道府県基金事業を適切かつ効率的に実施するため、都道府県に対し、「補助金等により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」に基づき、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うほか以下に掲げる場合には、都道府県に当該残額を納付させることがあります。
 - (1) 事業資金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大であると認められる場合
 - (2) 第6の6の(1)に定めた基金事業又は事業資金の廃止時期が到来した場合
 - (3) 使用見込みの低い事業資金があると認められる場合

第13 証拠書類の保管

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体並びに参入促進団体は、機構計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画、市町村計画、参入促進計画、遊休農地解消計画、農業委員会等事業計画、都道府県ネットワーク機構事業計画、都道府県支援計画、全国ネットワーク機構事業計画、システム管理事業計画、都道府県基金造成完了報告書、事業資金造成完了報告書、

決算報告書、都道府県事業完了報告書、都道府県基金の事業資金活用完了報告書、機構事業完了報告書、市町村事業完了報告書、参入促進事業完了報告書、遊休農地解消事業完了報告書、農業委員会等事業完了報告書、都道府県ネットワーク機構事業完了報告書、都道府県支援事業完了報告書、全国ネットワーク機構事業完了報告書、システム管理事業完了報告書等の補助金等の交付に関する証拠書類及び経理書類については、第6の7の(1)による都道府県基金事業の終了の年度又は第3の1から4までの事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間(第3の3の事業に関連するものは10年間)保存してください。必要な場合には、これらの書類の確認をさせていただくことがあります。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができます。

第14 事業の着手

1 事業の実施については、補助金適正化法第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」といいます。)後に着手するものとします。

ただし、第3の1、2、3及び4の事業において地域の実情に応じた事業の円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、都道府県、参入促進団体及び全国農業委員会ネットワーク機構(以下「都道府県等」といいます。)は、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金等の交付が確実となってから、あらかじめ地方農政局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(別紙様式第13号)を地方農政局長等に提出することとします。なお、第3の4の(5)のイの事業については、事業実施年度の4月1日から着手するものとしませんが、交付決定前着手届の提出は不要とします。

2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、都道府県等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行ってください。

また、この場合、都道府県等は、交付要綱第4及び推進交付要綱第4の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載してください。

3 地方農政局長等は、都道府県等に対し、事業着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにします。

第15 関係施策との連携

都道府県、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業及び機構集積支援事業の事業実施主体は、都道府県基金事業等、遊休農地解消緊急対策事業又は機構集積支援事業を実施するに当たり、[※]地域計画の策定支援等並びに経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構

改B第38号農林水産事務次官依命通知)に係る取組と連携しながら推進するよう努めてください。

第16 関係機関との連携

都道府県及び事業実施主体は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めてください。

第17 報告及び検査

国は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、都道府県、機構、市町村、農業委員会、都道府県農業委員会ネットワーク機構、全国農業委員会ネットワーク機構、参入促進団体及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとします。

第18 その他の留意事項

本事業の具体的実施に関し、本実施要綱の解釈等について確認すべき事項がある場合は、農林水産省経営局農地政策課に文書で照会し、文書で回答を求めることができます。

附 則（平成26年2月6日付け25経営第3139号）
この通知は、平成26年2月6日から施行します。

- 附 則（平成26年3月31日付け25経営第3139号-1）
- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱（以下「25年度補正要綱」といいます。）の規定に基づき、平成25年度までに実施した事業（25年度補正要綱第11の2に基づき交付決定前に着手していたものを含みます。）の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

- 附 則（平成27年4月9日付け26経営第3247号）
- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、第6の3の(2)、第6の4の(4)のイ及び(7)のエ、第6の5の(3)、第6の6の(4)及び第9の5の(3)については、この限りではありません。

- 附 則（平成28年3月30日付け27経営第3252号）
- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行します。
 - 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成27年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。ただし、平成27年度までに造成した第4の1の都道府県基金事業に係る資金により

平成 28 年度以降に実施する事業の取扱いは、この限りではありません。

- 3 全国農業会議所事業実施要領（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3426 号農林水産事務次官依命通知）は廃止します。この場合において、当該通知によって平成 27 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 経営第 1632 号）

この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行します。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3196 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 28 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 29 年 4 月 24 日付け 29 経営第 161 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 24 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、この通知の施行前までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3462 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 29 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 3200 号、
平成 31 年 4 月 1 日付け 30 農振第 4095 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、平成 30 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け元経営第 2 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則（令和元年 11 月 1 日付け元経営第 1554 号）

- 1 この通知は、令和元年 11 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3194 号、
令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3630 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和元年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2650 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとします。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」といいます。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなします。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 経営第 3347 号、
令和 3 年 3 月 31 日付け 2 農振第 3815 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき、令和 2 年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 2230 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日付け 3 経営第 3130 号、
令和 4 年 3 月 28 日付け 3 農振第 2876 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和 4 年 12 月 2 日付け 4 経営第 1978 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行します。

- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

附 則（令和5年3月28日付け4経営第2925号、4農振第3540号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行します。
- 2 この通知による改正前の農地集積・集約化等対策事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

ただし、農地整備・集約協力金交付事業については、この通知による改正前の本要綱の規定に基づき採択した地区であって、かつ、令和5年度以降も事業を実施する地区にあつては、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づき実施するものとします。

別 紙

都道府県基金事業実施に当たっての条件

第6の1の都道府県基金事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとします。

- 1 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、都道府県基金事業終了後においても「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」といいます。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている期間、大蔵省令に定めのない財産については、交付規則別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」といいます。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、都道府県基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図ることとします。
- 2 都道府県知事は、都道府県基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに都道府県基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、都道府県基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入があったときには、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。
- 4 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、機構の長及び市町村長（以下「機構の長等」といいます。）に対し、次に掲げる条件を付してください。
 - (1) 機構の長等は、補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 機構の長等は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 機構の長等は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。
 - (4) 機構の長等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (5) 機構の長等は、この都道府県基金事業に係る交付要綱、実施要綱に従わなければならないこと。
 - (6) 機構の長等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係

る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。

ア 機構の長等は、補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 機構の長等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

ウ イによる報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(7) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 機構の長等は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加した財産が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

(9) 機構の長等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の3の事業に関連するものは10年間）整備保存しなければならないこと。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

なお、これらの書類の整備及び保管については、電磁的記録によることができる。

5 都道府県知事は、機構の長等に付した条件により承認しようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければなりません。

ただし、4の(1)から(4)までに係るものについてはこの限りではありません。

6 地方農政局長等は、基金への充当又は国への納付を条件に5の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、補助金適正化法第18条第3項の規定に準じることとします。

- 7 都道府県知事は、4の(6)により機構の長等からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は4の(8)により機構の長等から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国庫補助金相当額について、基金解散前にあってはこれを都道府県基金に充当し、事業資金解散後にあってはこれを国に納付しなければなりません。
- 8 都道府県知事は、機構の長等が4により付した条件を遵守するよう善良な管理者の注意をもって指導監督しなければなりません。

(別表 1)

用 語	定 義
担い手	<p>次のいずれかの経営体をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定農業者 <ol style="list-style-type: none"> ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 12 条第 1 項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体 ② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人 2 認定新規就農者 <p>基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体</p> 3 基本構想水準到達者 <p>年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体</p> 4 集落営農経営 <p>次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている[*]集落営農組織
農地中間管理機構	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」といいます。）第 2 条第 4 項に規定する「農地中間管理機構」をいいます。</p>
農用地等	<p>機構法第 2 条第 2 項に規定する「農用地等」をいいます。</p>
農地中間管理事業	<p>機構法第 2 条第 3 項に規定する「農地中間管理事業」をいいます。</p>
新規就農者	<p>機構法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する「新たに農業経営を営もうとする者」をいいます。</p>
研修事業	<p>機構法第 2 条第 3 項第 7 号に規定する「農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修」をいいます。</p>

遊休農地	<p>農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する農地をいいます。</p> <p>ただし、遊休農地解消緊急対策事業における遊休農地は農地法第 32 条第 1 項第 1 号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号農林水産省経営局長、21 農振第 1598 号農林水産省農村振興局長）」の第 3 の 1 の (3) のアの (ウ) の a に規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいいます。</p>
所有者不明農地	<p>農地法第 41 条第 2 項により準用する同法第 39 条第 1 項の裁定について同法第 41 条第 3 項の規定による公告があったときに同条第 4 項により機構が利用権を取得した農地又は機構法第 22 条の 3 に基づく公示により機構が利用権を取得した農用地等をいいます。</p>
農地相談員	<p>機構の現場活動（新規就農者向けの研修用農用地等の確保、土地改良事業の実施に向けた地元への働きかけ等）等の業務を実施する機構の職員をいいます。</p>
農用地区域	<p>農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」といいます。）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「農用地区域」をいいます。</p>
集落営農組織	<p>経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IV の第 1 の 1 の (1) の①のイに規定する「集落営農」をいいます。</p>
農用地利用集積等促進計画	<p>機構法第 18 条第 1 項に規定する「農用地利用集積等促進計画」をいいます。</p>
農作業委託	<p>農作業を委託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを委託することを約したものをいいます。</p> <p>①稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀</p> <p>②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</p> <p>③その他の作目については、これらに準ずる農作業（3 作業）</p>
農作業受託	<p>農作業を受託することを約した契約のうち、下記の基幹的な作業の全てを受託することを約したものをいいます。</p> <p>①稲については、耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀</p>

	<p>②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</p> <p>③その他の作目については、これらに準ずる農作業（3作業）</p>
特定農作業受委託契約	<p>農作業を委託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる下記の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいいます。</p> <p>① 稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀</p> <p>② 麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫</p> <p>③ その他の作目にあつては、①及び②に準ずる作業</p>
管理耕作	<p>福島県営農再開支援事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知）別記5に基づいて営農再開するまでの間、農作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託する取組のことをいいます。</p>
経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止することをいいます。</p> <p>① 土地利用型作物（稲（青刈り稲及びWCS用稲を含む。）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ）</p> <p>② 露地野菜等（野菜、ばれいしょ（でん粉原料用ばれいしょを除く）、甘しょ、豆類（大豆を除く）、飼料用作物（牧草を除く）、芝、たばこ）</p> <p>③ 施設野菜</p> <p>④ 露地果樹</p> <p>⑤ 施設果樹</p> <p>⑥ 露地花き</p> <p>⑦ 施設花き</p> <p>⑧ 茶</p> <p>⑨ 牧草</p> <p>⑩ サトウキビ</p> <p>⑪ その他（上記以外の農業生産部門）</p> <p>なお、機構集積協力金における「施設」は、ガラス室、ビニールハウスなど、加温・保温の容器的施設の中で各種作物の生育条件に合うように、温度、湿度、照度などの栽培環境を人工的に作り出すことが可能な農業部門をいい、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マル</p>

	チ栽培は含みません。
農地の相続人	機構集積協力金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。
団地	以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいいます。 ① 畦畔で接続する農地 ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地 ③ 各々一隅で接続する農地 ④ 段状に接続する農地 ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地
地域計画	基盤強化法第19条第1項に規定する「地域計画」をいいます。
協議の場	基盤強化法第18条第1項の規定により設けられた協議の場をいいます。
農業振興地域	農振法第6条第1項の規定により指定された「農業振興地域」をいいます。
自作地	交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第2条第2項に規定する世帯員等をいいます。）が、機構に貸し付けた日の1年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいいますが、以下の点に留意してください。 1 「1年前の時点」について （1）災害の発生や土地改良事業（基盤整備）の実施に伴い、本人の意思に関わらず物理的に耕作不可能となっていた期間がある場合は、当該不耕作期間と連続する耕作期間が機構に貸し付けた日から1年以上であれば自作地として取り扱います。 （2）地域における協定等により貸借により集団転作（ブロック・ローテーション。以下「BR」といいます。）を行っていた場合には、自作地面積を以下のとおり取り扱うこととします。ただし、同一のBR地域の農業者全てに同一の要件を適用してください。

	<p>ア BRについて、既に1ローテーションの計画期間を満了し、更に継続して取り組んでいる場合（イ以外の場合）</p> $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、その時点で参加しているBRの計画期間に相当する期間を遡った時点までの間における、自作地面積の累計面積} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{左のBRの計画期間に相当する期間} \end{array} \right]$ <p>イ BRに初めて参加し、計画期間を満了していない場合</p> $\text{自作地面積} = \left[\begin{array}{l} \text{機構への貸付けを行った時点から、1年前までの間の、申請者のBRの取り組み面積（自作地面積を含む）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの自作地面積の合計} \\ \text{左の申請者の取組が行われた年における地域のBRの取組面積の合計} \end{array} \right]$ <p>2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について 農作業の委託（特定農作業委託を含みます。）を含みます。</p>
共有農地	機構法第18条第5項第4号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転として機構への貸付けを行った農地をいいます。
土地収用	土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合をいいます。
利用権	賃借権、使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいいます。
旧農地利用集積円滑化団体	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）第2条の規定による改正前の基盤強化法第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体をいいます。
旧農地保有合理化法人	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第1条の規定

	による改正前の基盤強化法第 8 条第 1 項に規定する農地保有合理化法人をいいます。
白紙委任	<p>旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人（以下「旧農地集積円滑化団体等」といいます。）との間で、10 年以上を委任期間として農地の貸付け（特定農作業委託を含みます。）の相手先を指定せず、かつ、次のいずれかの内容について委任を行う旨が書面により意思表示されている委任契約を締結することをいいます。</p> <p>① 6 年以上（基盤強化法第 18 条第 3 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には 5 年）の農地の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>② 6 年以上の特定農作業委託契約の締結及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>③ 旧農地利用集積円滑化団体等に農地の所有者が農地の利用権を設定した場合には、当該農地の転貸について 6 年以上（基盤強化法第 18 条第 3 項第 4 号ただし書の規定により、数人の共有に係る農地について利用権の設定又は移転を行うことを目的に白紙委任する場合には 5 年）の利用権の設定及びその相手方の選定（相手方を限定しないものに限ります。）</p> <p>なお、旧農地利用集積円滑化団体等が、農地の受け手との間で契約を締結する際に、地域の合意の下で行われる B R の取組により 6 年以上の利用権の設定又は特定農作業委託契約の締結が困難な場合は、B R の取組計画書に基づき期間の設定を行うことが可能です。</p>
都道府県農業委員会ネットワーク機構	農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「農業委員会法」といいます。）第 42 条第 1 項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。
全国農業委員会ネットワーク機構	農業委員会法第 42 条第 1 項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいいます。

(別表2)

区 分	内 容	注 意 点	補 助 率
1 借受農地管理 等事業			
賃料	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な農用地等の賃料		7/10 以内
	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な新規就農者向けの研修に供する目的及び新規就農者に転貸する目的で借り受けた農用地等の賃料(研修用農用地等については、機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間(新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。)、就農用農用地等については、機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間が対象。)		9.5/10 以内 た だ し、 新 規 就 農 者 向 け の 研 修 用 又 は 就 農 用 農 用 地 等 に、 遊 休 農 地 又 は * 所 有 者 不 明 農 地 を 含 む 場 合 は、 定 額
保全管理経 費	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な保全管理経費(管理経費(委託費を含みます。)、土地改良区等から徴収される賦課金等、共同出役に代えて支払う金銭(委託費を含みます。))、支障物の撤去費		7/10 以内
研修用の農 業用ハウス	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置時に要する	機構が研修に 活用した後	定 額

の資材費	資材費	に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	
研修用の農業用ハウスの設置費	第3の1の(1)の事業を実施するために必要な研修用の農業用ハウスの設置費	機構が研修に活用した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスの経費は対象外	定 額
2 農地中間管理事業等推進事業			
謝金	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼		定 額
旅費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な都道府県、機構の経費及び専門家等に支払う経費		定 額
事務等経費	第3の1の(1)及び(2)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、タブレットの端末管理ツール費、借受・貸付希望者宣伝費(第3の1の事業で機構が行うものに限ります。)、雑役務費(手数料、自動車損害保険料(第3の1の事業で取得した貨客兼用自動車に係るものに限ります。)等)、借上費(会場借料、事務所使用料、パソコン等のリース料)、事務所等使用料(負担金)、消耗品、賃金・報酬・給料(臨時的に雇用した者、機構の役職員に支払う実働に応じた対価、都道府県及び機構職員の時間外労働に応じた対価)、職員手当等(臨時的に雇用した者、機構		定 額

	<p>の役職員に係るものに限ります。)、共済費(臨時雇用者、機構役職員等の賃金・報酬・給料に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)、労働者派遣料、弁護士相談料(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)、市町村等(機構法第19条第1項に規定する「市町村等」をいいます。)に対する[※]農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金(第3の1の事業で機構が支払うものに限ります。)</p>		
備品費	<p>第3の1の(1)及び(2)の事業の実施するために直接に必要な貨客兼用自動車、事務用机、椅子及び書庫ロッカー(第3の1の(1)及び(2)の事業で機構が購入するものに限ります。)</p>	<p>貨客兼用自動車の購入は、当該自動車をレンタル又はリースにより、借り上げる場合と比較して有利な場合に限ります。</p>	定 額
委託費	<p>第3の1の(2)のイの事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に支払う実働に応じた賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費等を含みます。)</p>	<p>地方公共団体の正職員にあっては、本俸でなく手当に限ります。</p>	定 額
公課費	<p>印紙税、自動車重量税(第3の1の(2)の事業で取得した自動車に係るものに限ります。)</p>		定 額
測量費	<p>機構が農用地等を借り受けるに当たって、特に必要となる場合の測量に要する経費(境界画定に要する経費を除きます。)</p>	<p>機構が借り受けなかった場合は、補助対象外とします。</p>	定 額

	予納金	不在者財産管理人等の選任の申立てに係る予納金		定 額
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
3	企業参入促進事業			
	謝金	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者及び講師等に対する謝金		定 額
	旅費	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な ① 会議、打合せに出席した職員その他の出席者に対して支払う旅費 ② 講師に対して支払う旅費		定 額
	事務等経費	第3の1の(3)の事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、宣伝費、雑役務費(手数料、印紙代)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品、賃金(事業を実施するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価)、専門員等設置費(本事業を実施するため、新たに雇用した専門員(企画・運営、各種調査、分析、相談等業務を行うための専門技術・知識を有する者)に対して支払う実働に応じた対価)、技能者給(本事業を実施するため、追加的に必要となる専門的知識、技能を要する業務に対して支払う実働に応じた対価)、諸手当、共済費(社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定 額
	委託費	第3の1の(3)の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る		定 額

		賃金、共済費等を含みます。)		
	その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定 額
4	遊休農地解消 緊急対策事業	第3の2の事業を実施するために必要な遊休農地の解消経費（遊休農地に実施する簡易な整備（草刈り、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、整地等）に要する経費）		定 額 た だ し、上 限単価 を 10 アール 当たり 43 千 円とし ます。
5	機構集積協力 金交付事業			
	機構集積協力金	第3の3の（1）から（3）までの事業により交付される協力金		定 額
	推進事業費	第3の3の（4）の事業により交付される推進事業費	以下の①～④の範囲内において対象とします。	
	① 通信・ 消耗品費	本事業を実施するために直接に必要な通信に要する費用及び消耗品の購入に要する費用		定 額
	② 指導・ 確認旅費 (都道府県 に限る。)	都道府県が、本事業を実施するに当たり直接に必要な、市町村に対し指導・確認を行うための旅費に要する費用		定 額
	③ 振込手	市町村が、交付対象者に対し協力金を交付す		定 額

数料（市町村に限る。）	る際の振込に直接に要する費用		
④ 交付事務費（市町村に限る。）	市町村が、本事業の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用(臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価)、共済費(臨時雇用者の報酬・給料・職員手当等に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)		定 額
6 機構集積支援事業			
旅費	<p>第3の4の事業を実施するために必要な</p> <p>① 資料収集、各種調査、巡回指導、会議及び打合せ等に出席した農業委員及び職員その他の出席者に対して支払う旅費</p> <p>② 研修会の講師に対して支払う旅費</p>	<p>旅費の支出に当たっては、事業実施主体が定める旅費に関する規程(地方公共団体が定める規程に準拠する場合があります。)に基づき支払った場合に限り</p>	<p>定 額</p> <p>ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1/2以内とする。</p>
報酬・謝金	<p>第3の4の事業を実施するために必要な弁護士、行政書士及び講師等に対して支払う報酬又は謝金</p>	<p>報酬又は謝金は、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</p>	<p>定 額</p> <p>ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1/2以内とす</p>

			る。
賃金・給与・報酬・職員手当等	<p>第3の4の事業を実施するために必要な</p> <p>① 資料収集・整理、各種調査の調査票の配布・回収、各種集計等の事務を補助するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日又は時間当たりの単価に、直接補助事業に従事した日数又は時間数を乗じて算出する対価のことをいいます。以下同じです。）</p> <p>② 各種調査を行うために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>第3の4の(4)の事業を実施するために必要な調査員に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」ではなく、「その他の経費」の区分により申請してください。</p> <p>賃金の単価については、事業実施主体が定める賃金支給規則等（地方公共団体が定める規則に準拠する場合を含みます。）に基づき支払った場合に限りま</p>	<p>定額</p> <p>ただし、第3の4のイにあっては、1/2以内とする。</p>
手当	<p>第3の4の事業を実施するために必要な資料収集、各種調査、会議並びに打合せ等に出席した農地法第25条第2項に規定する仲介委員及び外部に委託した者等に対して支払う実働に応じた対価</p>	<p>手当の単価については、業務の内容に応じた常識を越えない妥当な根拠に基づき単価を設定してください。</p>	<p>定額</p> <p>ただし、第3の4のイにあっては、1/2以内とする。</p>

予納金	第3の4の(1)の事業を実施するために必要な訴訟事件に関する裁判所に対して実地検証を求める際の担当裁判官等の旅費に対する予納金		定 額
印刷製本費	第3の4の事業を実施するために必要な ① 教材、資料及びパンフレット等の印刷代 (用紙代を含みます。) ② 教材及び資料等の製本代		定 額 た だ し、第 3の4 の(4) のイに あつて は、1 ／2以 内とす る。
借 料 及 び 使用料	第3の4の事業を実施するために必要な会場借料、物品等使用料及び損料並びにパソコン、プリンターのリース費用等(ただし、別記3の第2の1の(5)における農地台帳システムに係るハードウェア及びソフトウェア等のリース費用は除く。)		定 額 た だ し、第 3の4 の(4) のイに あつて は、1 ／2以 内とす る。
雑役務費	第3の4の事業を実施するために必要な調査等の集計、農業委員会の総会及び農地部会の議事録作成、器具機械等の修繕、各種保守及び速記等の手数料等		定 額 た だ し、第 3の4 の(4) のイに あつて は、1

			／2以内とする。
通信運搬費	第3の4の事業を実施するために必要な通信料、郵便料、運送料及び発送料等		定額 ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1／2以内とする。
備品購入費	第3の4の事業を実施するために必要な農業委員会の総会又は部会における議事録作成や農地の利用状況調査に必要な事務機械器具等の購入費	市町村等の規定により財産管理が必要となる物品を除きます。	定額 ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1／2以内とする。
消耗品費	第3の4の事業を実施するために必要な各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具及び文具用類等)代	1件当たり3万円未満のものに限ります。	定額 ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1／2以

			内とする。
システム改修費	第3の4の(5)の事業を実施するために必要なソフトウェア開発費用、ソフトウェアリース料、データ構築費用、システムセットアップ費用、サーバー等関連機器リース料、地図データリース料等		定額
委託費	第3の4の事業に必要な取組を他の者に委託するために必要な経費(受託者に係る賃金・給与・報酬・職員手当等、共済費等を含みます。)		定額 ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1/2以内とする。
その他の経費	上記のほか事業を実施する上で必要となる経費		定額 ただし、第3の4の(4)のイにあっては、1/2以内とする。

- 1 上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず第5の事業実施主体で具備すべき備品、物品等を購入またはリース・レンタルする場合は対象外とします。
- 2 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に従うものとしします。

事業実施年度	令和	年度
事業実施主体		

令和〇〇年度農地中間管理機構事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費内訳

（単位：円）

区 分	事 業 費	国 費
賃料		
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料		
うち遊休農地又は所有者不明農地の賃料		
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等の賃料（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）		
うち上記以外の農用地等の賃料		
保全管理経費		
研修用の農業用ハウスに係る経費		
農地中間管理機構運営事業費		
うち委託費		
合 計	0	0

2 借受・転貸予定農地
 (1) 単年度活動分

(単位：件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

過年度借受(未転貸分)										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。)(事前確保)										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用(遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。)										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0
返 還										0	0	0
うち再度転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
解 除										0	0	0

※1 「返還」とは、機構と受け手との関係、「解除」とは出し手と機構との関係です。

「うち転貸」には、「うち再度転貸」の面積は含みません。

借受の「うち管理」の面積には、返還の「うち管理」の面積は含みません。

「うち管理」には、条件整備中のものも含まれます。支援法人から資金を借りて条件整備を実施する場合には、農地売買等支援事業実施要領第12の1に定める参考様式1を作成して都道府県知事の承認を受ける必要があります。

「うち転貸」の欄の件数、賃料については、上段に機構の借受、下段に機構の貸付に係る事項を記載してください。

※2 借受(当該年度分)における研修用又は就農用農用地等の事前確保(遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受ける場合も含みます。)については、事前に確保する農用地等の位置、面積等がわかる資料(地図、研修概要等)を添付してください。

(2)

ア 累計（前年度末）

(単位：件、ha、千円)

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

イ 累計（本年度末）

（単位：件、ha、千円）

区 分	農地			採草放牧地			その他			計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
借 受										0	0	0
うち転貸										0	0	0
うち新規就農者への転貸										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者以外への転貸										0	0	0
うち管理										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち新規就農者向けの研修用又は就農用農用地等（遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り受けた場合を除く。）（事前確保）										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地を含めた研修事業への活用										0	0	0
うち遊休農地又は所有者不明農地										0	0	0
うち研修事業への活用（遊休農地又は所有者不明農地を含めた場合を除く。）										0	0	0
うち上記以外の農用地等										0	0	0

3 借受希望者の募集市町村数

募集市町村数	市町村
都道府県内市町村数	市町村

4 研修用の農業用ハウス（単年度活動分）

設置数 （棟数）	設置面積 （a）	農業用ハウスの規格		
		間口	奥行	棟高

※1 農業用ハウスの規格毎に記入してください。

※2 設置する予定又は設置した農業用ハウスの規格等がわかる資料（仕様書等）を添付してください。
完了報告書には設置した状況がわかる写真も併せて添付してください。

5 研修実施人数

本年度活動分	
累計(本年度末)	

※ 複数年度にわたって研修を実施した場合も併せて記載してください。

6 人員体制

区分	人員		内容
		うち農地相談員	
本部			
地域	0	0	
〇〇地域			
××地域			
計	0	0	

7 活動内容

時期	場所	内容

※ 管理機構事業の周知活動、受け手の掘り起こし活動、関係機関との連携活動、会議の開催等を記載してください。

8 委託関係

委託先	委託内容

9 評価委員会

(1) 評価委員

現職（元職）	氏名
計	0名

(2) 開催時期

時期	内容
計	0回

添付書類：完了報告には、事業報告書を添付してください。

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名

令和〇〇年度事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の3の(1)(第6の3の(2)、(3)又は(6))に基づき、事業実施計画(機構計画、市町村計画、都道府県計画、都道府県基金の事業資金活用計画)の承認(変更)を申請します。

添付資料： 機構計画(別紙様式第1号)、市町村計画(別紙様式第3号)、都道府県計画(別紙様式第4-1号)又は都道府県基金の事業資金活用計画(別紙様式第4-2号)

(注) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	市町村

令和〇年度〇〇市町村機構集積協力金交付事業実施計画(又は完了報告書)

1 総括表

	必要経費総計	うち補助金
1 地域集積協力金交付事業	円	円
2 集約化奨励金交付事業	円	円
3 経営転換協力金交付事業	円	円
4 機構集積協力金推進事業	円	円
合 計	0 円	0 円

2 地域集積協力金交付事業

「地域」名	地域区分	交付単価区分		交付対象面積 (A)	機構の活用率	交付単価 (B)	交付額 (A×B)	地域計画の地域名 (地域内農業集落名)	
				a	%	円/10a	円		
		一般	貸付				0		
			委託			0			
		一般 (直払農地)	貸付			0			
			委託			0			
		中山間	貸付			0			
			委託			0			
		計				0			0
		合計				0			0

3 集約化奨励金交付事業

「地域」名	交付単価区分	交付対象面積 (A)	交付単価 (B)	交付額 (A×B)	地域計画の地域名 (地域内農業集落名)
		a	円/10a	円	
	転貸			0	
	受託			0	
	計	0		0	
合計		0		0	

4 経営転換協力金交付事業

	事業量	対象戸数	交付額
経営転換	a	戸	円
リタイア	a	戸	円
相 続	a	戸	円
合 計	0 a	0 戸	0 円

5 機構集積協力金推進事業

事 項	内 容	金 額
通信・消耗品費		円
振込手数料		円
交付事務費		円
合 計		0 円

作成要領

【地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業共通】

- (1) 対象地域ごとに記載してください。
- (2) 面積を記載する際には、農地台帳に基づき記載してください。また、記載は1アール単位とし、1アール未満は切り捨てとします。
- (3) 「地域計画の地域名(地域内農業集落名)」には、全域が同一の地域計画の区域に含まれている地域又は協議の場が設けられている区域に含まれている地域を記載してください。なお、地域内農業集落名は、本協力金の対象地域に該当する集落名のみを記載してください。
- (4) 「交付対象面積」、「機構の活用率」等の算定に用いたバックデータを、市町村計画の申請の際にデータファイルにより都道府県に提出してください。
- (5) 「地域」ごとに、農地利用の現況と計画(目標)が分かる図面(担い手ごとの集積・集約化の状況が分かる図面等)を添付してください。なお、図面においては「地域」の外縁を明示してください。

1 地域集積協力金交付事業

- (1) 「地域区分」には、以下により記載してください。
 - ① 「地域」の全域が、農林統計上用いられている地域区分が中間農業地域と山間農業地域に該当する地域であって、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置付けられている地域の場合:「中山間」
 - ② 「地域」の全域が①以外の地域の場合:「一般」
 - ③ 「地域」に①の地域と②の地域が混在する地域の場合:「一般/中山間」
- (2) 「交付単価区分」は、以下のとおりです。
 - ① 「一般」とは、一般地域の交付単価を適用した地域
 - ② 「一般(直払農地)」とは、一般地域内の農地であって、中山間地域等直接支払交付金の交付対象となっている農地で中山間地域の交付単価を適用した農地
 - ③ 「中山間」とは、②を除いた中山間地域の交付単価を適用した地域
 - ④ 「貸付」とは、機構に貸し付けた農地
 - ⑤ 「委託」とは、機構を通じて農作業委託した農地

2 集約化奨励金交付事業

- 「交付単価区分」は、以下のとおりです。
- ① 「転貸」とは、機構から転貸された農地
 - ② 「受託」とは、機構を通じて農作業受託した農地

3 経営転換協力金交付事業

- 「事業量」は交付要件を満たす貸付面積を記載してください。

事業実施年度	令和 年度
事業実施主体	都道府県

令和〇〇年度〇〇都道府県事業実施計画（又は完了報告書）

1 事業費合計 0円

(1) 事業費

事業名	事業費			
		うち国庫補助金	うち都道府県負担分	その他
(1) 都道府県基金事業分				
① 農地中間管理機構事業	0円	0円	0円	0円
ア 借受農地管理等事業	0円			
イ 農地中間管理事業等推進事業	0円	0円	0円	0円
（ア）都道府県推進事業	0円			
（イ）農地中間管理機構運営事業	0円			
（ウ）企業リスト作成・セミナー開催事業	0円			
② 機構集積協力金交付事業	0円	0円	0円	0円
ア 地域集積協力金交付事業	0円			
イ 集約化奨励金交付事業	0円			
ウ 経営転換協力金交付事業	0円			
エ 機構集積協力金推進事業	0円			
(2) 補助事業分				
① 農地中間管理機構事業	0円	0円	0円	0円
ア 借受農地管理等事業	0円			
イ 農地中間管理事業等推進事業	0円	0円	0円	0円
（ア）都道府県推進事業	0円			
（イ）農地中間管理機構運営事業	0円			
② 機構集積協力金交付事業	0円	0円	0円	0円
ア 地域集積協力金交付事業	0円			
イ 集約化奨励金交付事業	0円			
ウ 経営転換協力金交付事業	0円			
エ 機構集積協力金推進事業	0円			
合計	0円	0円	0円	0円

注：農地中間管理機構事業のうち借受農地管理等事業並びに農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業並びに機構集積協力金交付事業に係る事業費（国庫補助金、都道府県負担分及びその他）については、都道府県基金に造成した事業資金を取り崩して実施する場合には（1）の「都道府県基金事業分」、また、補助事業として事業実施する場合には（2）の「補助事業分」にそれぞれ区分して記載してください。なお、「その他」は農地中間管理機構や市町村等が負担している場合に記載してください。

(2) 実質的負担額

事業名	実質的負担額			
		うち都道府県分	うち機構分	その他
農地中間管理事業等推進事業	0円			
合計	0円	0円	0円	0円

注：農地中間管理機構事業の農地中間管理事業等推進事業のうち都道府県推進事業及び農地中間管理機構運営事業について、都道府県等が別記1別紙1の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に記載してください。なお、「その他」については、都道府県や機構以外に市町村等が負担している場合に記載してください。

(3) 事業費のうち国庫補助金以外の割合

事業名	総計 ①=②+③		割合 ③/①
	うち国庫補助金②	うち国庫補助金以外③	
農地中間管理事業等推進事業	0円	0円	0.0%

注：「国庫補助金」は（１）の事業費欄の（１）の①のウの（ア）及び（イ）並びに（２）の①のウの（ア）及び（イ）の国庫補助金の合計額を記載してください。
「国庫補助金以外」は（１）の事業費欄の（１）の①のウの（ア）及び（イ）並びに（２）の①のウの（ア）及び（イ）の国庫補助金を除いた額と（２）の実質的負担額の合計額を記載してください。
なお、「割合」については、総計に占める「国庫補助金以外」の割合を記載してください。

２ 農地中間管理機構事業における都道府県推進事業等の計画

（１）都道府県推進事業

事項	内容	対象人数	金額
①人件費（事務等経費のうち報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち都道府県職員			
うち臨時職員（都道府県）			
②旅費			
③その他			
合計			

（２）農地中間管理機構運営事業

事項	内容	対象人数／委託先数	金額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち機構専任職員			
うち社内兼任職員			
うち臨時職員（機構）			
うちその他			
②旅費			
③農用地利用集積等促進計画案作成協力金			
④委託費			
うち市町村			
うち農業協同組合			
うち市町村農業公社			
うち土地改良区			
うち民間企業			
うちその他			
⑤その他			
合計			

(3) 実質的負担額の内訳

事 項	内 容	対象人数	金 額
①人件費（事務等経費のうち賃金・報酬・給料・職員手当等、共済費、労働者派遣料等）			
うち臨時職員（都道府県）			
うち派遣職員（都道府県等）			
うち兼任職員（都道府県等）			
うちその他			
②旅費			
③その他			
合計			

(4) 企業リスト作成・セミナー開催事業

事 項	内 容	金 額

3 機構集積協力金交付事業における機構集積協力金推進事業（都道府県分）の計画

事 項	内 容	金 額
①事業実施に係る事務		
②事業の普及指導活動		

4 機構集積協力金交付事業の計画

(1) 交付対象面積

地域集積協力金の交付対象面積	集約化奨励金の交付対象面積	経営転換協力金の交付対象面積

(2) 市町村別内訳

市町村名	地域集積協力金	集約化奨励金	経営転換協力金	機構集積協力金 推進事業	計
					0円
					0円
					0円
合 計	0円	0円	0円	0円	0円

※1 1については、農地中間管理機構及び市町村から申請又は報告があった（又は都道府県が作成した）機構事業計画（完了報告書）（別紙様式第1号）及び市町村事業計画（完了報告書）（別紙様式第3号）を基に記載するとともに、各事業計画を添付します。

※2 本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をかつこ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

※3 2の（1）及び（2）並びに3の推進事業等については、第3の1の（2）のア及びイ並びに第3の3の（3）に要する経費を記載します。

※4 2の（3）の実質的負担額については、別記1別紙1の第1の2に規定する実質的負担額がある場合に具体的な内容の内訳及び当該要する経費を記載します。

※5 2の（1）から（3）までの人件費については、支払いの対象となる人数を「対象人数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった人数を記載します。

※6 2の（2）の③については、機構法第19条第1項に規定する市町村等に対する農用地利用集積等促進計画の原案作成に係る協力金を支払う場合に記載します。

※7 2の（2）の④については、委託先の件数を「委託先数」欄に記載します。なお、本様式を事業完了報告とする際は、実際に支払いのあった委託先の件数を記載します。

※8 2の（1）から（3）までのその他については、人件費、旅費、農用地利用集積等促進計画案作成協力金及び委託費以外の経費について記載します。

※9 4については、都道府県が任意様式で作成したものを添付することも可とします。

都道府県基金の事業資金活用計画(又は完了報告)書

項 目	前年度末 基金残額 ①	本年度 造成額 ②	基金合計額 ③=①+②	事業額 ④	他の事業資金 からの流用額 ⑤=④-③	他の事業資金 への流用額 ⑥	本年度末基金 残見込額 =③-④+⑤-⑥
1 農地中間管理機構事業勘定	円	円	0円	円	0円	円	0円
(1) 借受農地管理等事業費	円	円	0円	円	0円	円	0円
(2) 農地中間管理事業等推進事業費	円	円	0円	円	0円	円	0円
ア 都道府県推進事業費	円	円	0円	円	0円	円	0円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	0円	円	0円	円	0円
ウ 企業リスト作成・セミナー 開催事業費	円	円	0円	円	0円	円	0円
2 機構集積協力金交付事業勘定	円	円	0円	円	0円	円	0円
(1) 地域集積協力金交付事業費							
(2) 集約化奨励金交付事業費							
(3) 経営転換協力金交付事業費							
(4) 機構集積協力金推進事業費							

令和〇〇年度都道府県基金事業資金決算報告書

番 号
年 月 日

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

〇〇都道府県知事
氏 名

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第6の4に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

項 目	実 績
(1)本年度補助金受入額	円
(2)前年度繰越金	円
(3)利子等運用益	円
(4)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計	0 円

2 支 出

項 目	計 画	実 績	備 考
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	
交付 先別 内訳	①都道府県	円	円
	②農地中間管理機構	円	円
	③市町村	円	円
	④農業委員会	円	円
(2)その他	円	円	
合計	0 円	0 円	

3 都道府県基金事業事業資金残額(令和〇年3月末現在)

収入(実績)－支出(実績)	0 円
---------------	-----

4 都道府県基金事業資金の保有割合及び保有割合の算定根拠

令和〇〇年度末の 事業資金額 A	事業が完了するまでに必要とな る補助・補てん額及び事務費 B	事業資金の 保有割合 (A/B)
円	円	0 %

5 都道府県基金事業資金の目標に対する達成度

都道府県内の 全農地面積	うち担い手が 利用する面積	担い手が利用する 面積率
ha	ha	0 %

注 年度末の面積を記載してください。

添付資料:別紙1・2の事業勘定別収支決算表

(注)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙1)

農地中間管理機構事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
合 計((1)+(2))	0 円

2 収 入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

3 支 出

項 目	実 績		
		他事業費から流用実施分	
		〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	0 円
① 借受農地管理等事業費	円	円	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円	0 円	0 円
ア 都道府県推進事業費	円	円	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円	円	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	円	円
合 計((1)+(2))	0 円	0 円	0 円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 借受農地管理等事業費	円
② 農地中間管理事業等推進事業費	0 円
ア 都道府県推進事業費	円
イ 農地中間管理機構運営事業費	円
ウ 企業リスト作成・セミナー開催事業費	円
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2))	0 円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

(別紙2)

機構集積協力金交付事業勘定収支決算表

1 前年度より受入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 集約化奨励金交付事業費	
③ 経営転換協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
合 計((1)+(2))	0 円

2 収 入

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 集約化奨励金交付事業費	
③ 経営転換協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

3 支 出

項 目	実 績		
		他事業費から流用実施分	
		〇〇〇事業費 (流用元事業費名)	〇〇〇事業費 (流用元事業費名)
(1)本年度補助金交付額	0 円	0 円	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円	円	円
② 集約化奨励金交付事業費	円	円	円
③ 経営転換協力金交付事業費	円	円	円
④ 機構集積協力金推進事業費	円	円	円
(2)その他(国への補助金返納等)	円	—	—
合 計((1)+(2))	0 円	0 円	0 円

4 翌年度への繰越額

項 目	実 績
(1)事業別内訳	0 円
① 地域集積協力金交付事業費	円
② 集約化奨励金交付事業費	
③ 経営転換協力金交付事業費	
④ 機構集積協力金推進事業費	
(2)利子等運用益	円
(3)その他収入益(補助金返還金等)	円
合 計((1)+(2)+(3))	0 円

※ 上記の収入及び支出の状況を記載した台帳等を添付してください。

令和〇〇年度事業完了報告書

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(〇〇農業委員会会長)
(〇〇都道府県知事)
氏 名

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第6の5の（1）（第6の5の（2）又は（3））に基づき、別添のとおり報告します。

添付資料： 機構事業完了報告書（別紙様式第1号）、市町村事業完了報告書（別紙様式第3号）、都道府県事業完了報告書（別紙様式第4-1号）又は都道府県基金の事業資金活用完了報告書（別紙様式第4-2号）

（注）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者氏名) 印

令和 年度企業参入促進事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第8の1の(1)に基づき、企業参入促進事業実施計画の承認（変更）を申請します。

- (注1) 事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第8の1の(1)に基づき、企業参入促進事業実施計画の承認（変更）を申請」を「第8の2に基づき、企業参入促進事業完了報告書により事業の完了を報告」としてください。
- (注2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度 企業参入促進事業実施計画（事業完了報告書）

1 農業参入フェア

開催時期・場所	農業参入フェアの内容	出展団体数	来場企業数	備 考

注：「出展団体数」及び「来場企業数」について、事業実施計画の提出時には、当該年度の見込みを記入してください。

2 参入企業のフォローアップ

相談を受けた企業数	来場企業のうち 農業参入した企業等の数

注：事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。

（施行注意）事業実施計画を提出する際、別紙を添付してください。

(別紙)

令和〇〇年度企業参入促進事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち 補助金額	
企業参入促進事業			
合 計			

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の補助金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

また、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及び旅費を計上する場合は、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を添付してください。

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事
(農林水産省経営局長) 宛
(〇〇地方農政局長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

〇〇農地中間管理機構の長
(〇〇都道府県知事)
氏 名

令和 年度遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認(変更)申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)第9の1に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認(変更)を申請します。

- 注1：機構が都道府県知事へ事業実施計画を提出する場合は、件名の「承認(変更)申請」を「提出」とし、本文の「遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認(変更)を申請」を「遊休農地解消緊急対策事業実施計画を提出」としてください。
- 注2：事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認(変更)申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第9の1に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業実施計画の承認(変更)を申請」を「第9の2に基づき、別添のとおり遊休農地解消緊急対策事業完了報告書により報告」としてください。
- 注3：記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度 遊休農地解消緊急対策事業実施計画 (事業完了報告書)

1 事業費内訳

(単位：円)

	事業費	負担区分				備考
		国 費	都道府県	農地中 間管理 機構	その他 ()	
遊休農地解消 に要する経費 (又は要した 経費)						
合計						

注1：「事業費」欄は、遊休農地解消緊急対策解消事業の実施に当たり、国庫補助金を超えて実際に要する経費（又は実際に要した経費）を記載してください。

注2：本様式を計画変更又は事業完了報告とする際は、変更部分を二段書きとし、変更前（又は計画）をカッコ書きで上段に記載し、変更後（又は実績）を下段に記載します。

注3：「その他」は市町村等が負担する場合に記入してください。また、()は想定する負担する者（又は実際の負担した者）を記載してください。

2 遊休農地解消面積

(単位：ha、本)

区分		単年度活動分	累計 (本年度末)
解消面積			
	うち草刈り		
	うち除礫		
	うち耕起・整地		
	うちその他 ()		
抜根本数			

注1：「解消面積」及び「抜根本数」について、事業実施計画の提出時においては、当該年度の見込みを記入してください。なお、「単年度活動分」及び「累計（本年度末）」欄は、本事業による解消面積及び抜根本数のみを記載してください。

注2：「解消面積」について、解消予定（又は解消済み）の遊休農地の位置及び面積等がわかる資料（地図、写真等）を添付してください。

3 解消状況

(1) 地目

(単位：ha)

区分	農地		合計
	田	畑	
単年度活動分			
累計（本年度末）			

(2) 農地利用状況

(単位：ha)

区分	新規就農者以外		新規就農者への活用			合計
	中間保有	転貸	中間保有	研修実施	転貸	
単年度活動分						
累計 （本年度末）						

番 号
年 月 日

都道府県知事 宛

〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇

農業委員会ネットワーク機構
(団体名) 〇〇〇〇〇
(代表者名) 〇〇 〇〇

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の提出について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第10の1の（1）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を提出します。

- （注1）農業委員会が事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画」を「事業完了報告書」とし、本文の「第10の1の（1）」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画を「第10の2の（1）」に基づき、別添のとおり機構集積支援事業完了報告書」としてください。
- （注2）都道府県農業委員会ネットワーク機構が事業実施計画を提出する場合は、本文の「第10の1の（1）」を「第10の1の（2）」とし、事業完了報告書を提出する場合は、注1に準ずるものとします。
- （注3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載してください。

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

実態調査 (延 回)	勧告件数	許可の取消し件数	あつせんその他 必要な措置件数

2 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勧告等

報告 農地所有適格法人数	勧告を行った 農地所有適格法人数	立入調査を行った 農地所有適格法人数

3 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

和解の仲介処理件数	うち成立件数	仲介回数 (延 回)

4 農地利用調整打合

打合出席人数 (延 人)

5 利用状況調査

(1) 調査計画等決定会議

開催時期	開催場所	出席者	会議内容

(2) 調査計画等

実施時期	区域名	管内農地面積 (ha)			体制			
		第 32 条第 1 項		農業委員等数 (人日)	協力者数 (人日)	その他 (人日)	計 (人日)	
		第 1 号 (ha)	第 2 号 (ha)					
	計							

(注) 事業実施計画を作成する際には、「第 32 条第 1 項」欄は記載不要です。

協力者とは地域の農業事情に精通した者であって臨時的に雇用した者をいいます。

(3) 調査結果取りまとめ等

	実施時期	作成日数 (人日)
権利関係の調査・整理等		
調査結果取りまとめ		

6 利用意向調査

(1) 利用意向調査の計画(実績)

実施時期	件数	面積 (ha)	所有者等数

(注) 事業実施計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者数等を記載してください。

(内訳)

	件数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項第 1 号該当農地		
法第 32 条第 1 項第 2 号該当農地		
法第 33 条第 1 項該当農地		
合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には「(内訳)」は記載不要です。

(2) 所有者等の意向

	所有者等の意向	件 数	面積 (ha)
法第 32 条第 1 項 第 1 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 32 条第 1 項 第 2 号該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		
法第 33 条第 1 項 該当農地	自ら耕作再開		
	農地中間管理事業を利用		
	自ら他者への所有権の移転 又は賃貸借の設定を行う		
	その他		
	合 計		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

7 農地中間管理機構への通知

	件数	面積 (ha)
農地中間管理機構への通知		

8 遊休農地等所有者等への勧告

	件数	面積 (ha)
遊休農地等所有者等への勧告		

(注) 事業実施計画を作成する際には記載不要です。

9 所有者不明の農地の権利調査等

	件数	面積 (ha)
農地法第 32 条による調査		
農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 による調査		
その他の調査		

(注) 事業完了報告書に当たっては、司法書士及び行政書士等への委託に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。その他の調査とは、たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。

10 訴訟事務

(1) 訴訟事件数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
農業委員会を当事者又は参加人とするもの				

(2) 訴訟事件の出廷回数

番号	裁判所名及び 事件番号	事件名	年度内出廷回数 (延人数)
			回 (延 人)

(注) 事業完了報告書に当たっては、弁護士謝金・予納金等に要した経費の証拠書類等の写しを併せて提出してください。

11 行政不服審査事務

(1) 行政不服審査数の内訳

区 分	当初係属件数 (○. 4. 1)	年度内提起件数	年度内完結件数 (○. 3. 31)	備 考
処分に対する審査請求				
不作為に対する審査請求				

(2) 行政不服審査請求

番号	審査請求に係る原処分名及び処分日	申立日及び 受理年月日	申立の趣旨

12 農地等の台帳の整備

(1) 台帳整備に必要な調査

実施時期	調査担当者数	調査内容

(2) 属性データの入力計画（実績）

データ件数

(3) 住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業に要する経費（実績）

実施時期	内容

(4) システム活用等計画

実施時期	整備内容

13 農地の権利移動等の状況把握

権利の設定・移転関係 件数	貸借の終了関係 件数	農地等の転用関係 件数	合計 件数

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

14 賃借料情報の提供

提供月日	提供方法	設定区分数
月 日		

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

Ⅱ 有効利用を図るための支援事業

1 農業委員等の資質向上のための活動

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修対象人数	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

2 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

Ⅲ広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(2) 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

農業委員会名	取組の概要	公表方法

(3) 研修実施計画（実績）

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

(4) 中央研修会への出席計画（実績）

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業委員会ネットワーク機構開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

(5) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言（実績）

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施する巡回等による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(1) 情報の整理

実施時期	内容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

4 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

（施行注意）

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

また、調査・指導・通知の件数等、事業実施計画の作成時に確定値を記載できない箇所については、想定値を記載してください。

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

事業実施主体名

項 目	1. 総事業費		3. 経費内訳
		2. うち交付金額	
I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業			
1 農地の利用関係の調整			
(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等			
(2) 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勧告等			
(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介			
(4) 農地利用調整打合			
2 農地の利用状況等の調査			
(1) 利用状況調査			
(a) 調査計画等決定のための会議及び計画の周知			
(b) 調査資料作成			
(c) 利用状況(調査)の記録及び保存			
(d) 調査員の設置			
(2) 利用意向調査			
(a) 利用意向調査			
(b) 農地中間管理機構への通知			
(c) 遊休農地所有者等への勧告			
(3) 所有者不明の権利関係調査等			
3 農地等訴訟等事務処理			
(1) 訴訟事務			
(a) 弁護士謝金			
(b) 訴訟旅費			
(c) 庁費			
(d) 予納金			
(e) その他の経費			
(2) 行政不服審査事務			

	(a) 弁明書作成等に伴う現地調査費			
	(b) 庁費			
	(c) 通信費			
4	農地等の台帳の整備			
	(1) 台帳整備に必要な調査			
	(2) 属性データの入力経費			
	(3) 住基・固定台帳との照合作業			
	(4) システム活用等経費			
5	農地の権利移動等の状況把握等			
	(1) 農地の権利移動等の状況把握			
	(2) 賃借料情報の提供			
II 農地の有効利用を図るための支援事業				
1	農業委員等の資質向上のための活動			
2	その他（特認活動）			
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業				
1	農業委員会等に対する支援			
2	農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供			
3	農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席			
4	その他（特認活動）			
合 計				

(注) 「3. 経費内訳」欄は、事業実施計画に記載した活動にかかる経費を【単価×数量】の形式で記載し、その合計が2の交付金額と一致するよう、漏れなく記載してください。

地方農政局長等 宛

〇〇都道府県知事
氏 名

令和〇〇年度〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請
（届出）について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の 1 の（3）に基づき、別添のとおり〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請（届出）します。

- （注 1）提出に当たり、別添を作成するとともに、事業実施主体が作成する事業実施計画及び事業完了報告書に添付された経費内訳書の写しを添付してください。
- （注 2）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業実施計画の承認を申請します」を「第 10 の 2 の（3）に基づき、〇〇都道府県機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。
- （注 3）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和 年度機構集積支援事業実施計画（完了報告書）

〇〇都道府県

I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

1 農地の利用関係の調整

(1) 農地法第3条の2に基づく許可の取消しに関する調査等

市区町村名	農業委員会名	実態調査	勧告	許可の	あつせんその他 必要な措置 件
		延 回	件	取消し 件	
合計					

(2) 農地法第6条第2項に基づく農地所有適格法人に対する勧告等

市区町村名	農業委員会名	報告農地所有適 格法人数	勧告を行った農 地所有適格法人 数	立入調査を行った 農地所有適格法人 数
		法人	法人	法人
合計				

(3) 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介

市区町村名	農業委員会名	和解の仲介 処理件数	うち成立件数	仲介回数
		件	件	延 回
合計				

(4) 農地利用調整打合

市区町村名	農業委員会名	打合出席人数 延 人

合計		

2 農地の利用状況等の調査

(1) 利用状況調査

市区町村名	農業委員会名	管内農地面積 ha	第 32 条第 1 項	
			第 1 号 ha	第 2 号 ha
合計				

※事業実施計画を作成する際には、「第 32 条第 1 項」欄は記載不要です。

(2) 利用意向調査

市区町村名	農業委員会名	件数	面積 (ha)	所有者等数
合計				

(注) 事業計画を作成する際は実施見込みの件数、面積及び所有者数等を記載してください。

(内訳)

市区町村名	農業委員会名	利用意向調査実施回数			
		第 32 条第 1 項		第 33 条 第 1 項	合計 上段：調査件数 下段：調査対象 面積(ha)
		第 1 号	第 2 号		
		上段：調査件数 下段：調査対象 面積(ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積(ha)	上段：調査件数 下段：調査対象 面積(ha)	
合計					

※事業実施計画を作成する際には、「(内訳)」は、記載不要です。

(3) 農地中間管理機構等への通知

市区町村名	農業委員会名	農地中間管理機構への通知 件	合計
合計			

※事業実施計画を作成する際には、「農地中間管理機構への通知」、「農地利用集積円滑化団体への通知」及び「合計」欄は記載不要です。

(4) 遊休農地等の所有者等への勧告

市区町村名	農業委員会名	遊休農地等の所有者等への勧告 件
合計		

※事業実施計画を作成する際には、「遊休農地等の所有者等への勧告」欄は記載不要です。

(5) 所有者不明の農地の権利関係調査等

市区町村名	農業委員会名	農地法による調査		農地中間管理事業の推進に関する法律による調査		その他の調査	
		件数	面積	件数	面積	件数	面積
合計							

(注)農地法第 32 条による調査、農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 による調査及びその他の調査（たとえば過半の共有持分を有する者の同意による利用権設定に係る調査等。）を行った件数及び面積（ha）を記載してください。

3 農地等訴訟等事務処理

(1) 訴訟事件数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 (○.4.1) 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 (○.3.31) 件
合計					

(2) 行政不服審査数

市区町村名	農業委員会名	当初 係属件数 (○.4.1) 件	年度内 提起件数 件	計 件	計のうち 年度内 完結件数 (○.3.31) 件
合計					

4 農地等の台帳の整備

市区町村名	農業委員会名	調査 担当者数 人	照合作業 (内容)	データ 入力 件	システム活用等	
					(活用時期)	(活用等内容)
合計						

5 農地の権利移動・借賃等調査

(1) 農地の権利移動等の状況把握

市区町村名	農業委員会名	権利の設定・ 移転関係 件	貸借の終了 関係 件	農地等の転用 関係 件	計

合計					

(注) 事業完了報告書に当たっては取りまとめ結果を添付してください。

(2) 賃借料情報の提供

市区町村名	農業委員会名	提供月日	提 供 方 法	設定区分数
		月 日		区分

(注) 事業完了報告書に当たっては提供資料の写しを添付してください。

Ⅱ 農地の有効利用を図るための支援事業

1 農業委員等の資質向上のための活動

市区町村名	農業委員会名	開催時期 ・ 場所	研修対象 人 数	研修内容	女性登用の周知 活動等の内容

2 その他（特認活動）

市区町村名	農業委員会名	活動内容	現状の問題点及び先の活動 を実施することによる効果 (具体的に)

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

Ⅲ 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1) 農業委員会等相互の連絡調整

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

--	--	--

(2) 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

農業委員会名	取組の概要	公表方法

(3) 研修実施計画（実績）

開催時期・場所	研修目的	研修対象者	研修内容	女性登用の周知活動等の内容

(4) 中央研修会への出席計画（実績）

研修会名	開催時期・場所	研修内容	出席者名	備考

※ 備考欄には、中央研修会へ出席した者が都道府県農業委員会ネットワーク機構開催の研修会の講師として講演等を行う予定（実施）日を記入してください。

(5) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動計画（実績）

活動時期・場所	活動対象者	活動内容	アドバイザー名	備考

(6) 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導・助言（実績）

実施時期	対象農業委員会名	活動内容

(7) 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援

巡回計画 (巡回実績)	農業委員会名	支援内容	巡回支援を行うための体制について

2 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(1) 情報の整理

実施時期	内容

(2) 情報の提供

実施時期	提供先	活動内容

3 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

会議名	開催時期・場所	会議内容	出席人数	備考

4 その他（特認活動）

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施することによる効果（具体的に）	備考

※この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

（施行注意）

事業実施計画又は事業完了報告書を提出する際には、別紙を添付してください。

この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

(別紙)

令和〇〇年度 機構集積支援事業経費内訳

〇〇都道府県

項 目	1. 総事業費	2. うち交付金額
	I 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業	
1 農地の利用関係の調整		
2 農地の利用状況等の調査		
3 農地等訴訟等事務処理		
4 農地等の台帳の整備		
5 農地の権利移動等の状況把握等		
II 農地の有効利用を図るための支援事業		
III 広域的な農地利用調整活動等への支援事業		
合 計		

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の 1 の（7）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の（7）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 10 の 2 の（4）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

全国的な農地利用調整活動等

1 情報収集・分析事業

ア 調査項目

調査名	調査目的	開始時期	調査方法	調査結果の印刷部数及び配布先	調査結果の活用方法

イ 調査員の設置

調査名	調査員氏名	具体的な活動内容	活動日数

2 情報提供・指導事業

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

※「講師」の欄は、講師謝金の支払い対象となる者を記載すること。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う研修の教材の作成

教材名	作成目的	作成部数	配布先

(3) 農業委員会等の取組状況についての点検等

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構を対象にした会議の開催

会議名	開催時期	会議で周知する内容

イ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認

取組状況の確認状況	
農業委員会等数	都道府県農業委員会 ネットワーク機構数

ウ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員 会ネットワーク機 構数	農業委員会等	都道府県農業委員会 ネットワーク機構

※ 事業実施計画書の作成時には記載不要

農林水産省経営局長 宛

(団体名)
(代表者名)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画の承認（変更）申請について

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 10 の 1 の（10）に基づき、別添のとおり機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します。

（注 1）事業完了報告書を提出する場合は、件名の「事業実施計画の承認（変更）申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第 10 の 1 の（10）に基づき、機構集積支援事業実施計画の承認（変更）を申請します」を「第 10 の 2 の（5）に基づき、機構集積支援事業完了報告書を提出します」としてください。

（注 2）記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとしてください。

(別添)

令和〇〇年度機構集積支援事業実施計画(完了報告書)

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運営

- (1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

- (2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

(注) 事業実施計画の作成時には、「参加人数」の欄には、想定する参加人数を記載してください。

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 1 「うち更新農業委員会等数」には、事業実施年度末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

2 事業実施計画書の作成時には記載不要

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況	指導・助言の内容

農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他の関係機関

(注) 事業実施計画書の作成時には記載不要

(3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応策及び体制整備方針

(4) 事業の適正な実施に向けた対応策等

ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応策

イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応策

ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応策

エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針

(5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する(実施した)ことによる効果(具体的に)	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

(1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了 報告）

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

農業委員会サポートシステムの更新状況

〇〇都道府県

農業委員会	事業実施年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						
	総会日						
	更新月						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	総会日						
	更新月						

※1 「総会日」には、当該月に総会を開催した場合に開催日を記載すること。

※2 「更新月」には、当該月に開催された総会の議案に係る農地の権利移動等について更新が行われた月を記載すること。

〇〇地方農政局長
農林水産省経営局長 宛
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年度交付決定前着手届

〇〇都道府県知事
(団体名)
氏 名
(代表者氏名)

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第14の1のただし書きに基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

(別 添)

区 分	事業費	うち国費	着 手 年月日	完了予定 年月日

(理 由)

(別記1)

農地中間管理機構事業

第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構を設立し、農地の集積・集約化に取り組むために必要となる経費を支援します。

第2 借受農地管理等事業

1 本事業の実施地域

本事業を実施する地域は、農地中間管理事業の実施地域（第2の3の（2）の保全管理の実施については都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限ります。）を除きます。）とします。

2 本事業の対象

本事業の対象は、農用地等とします。

3 対象となる経費

(1) 賃料については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に係る支出額から収入額（機構が借り受けた後に条件整備が行われた農地における賃料上昇分を除きます。）を控除した額を対象とします。

ただし、機構から転貸を受けた受け手から賃料の全部又は一部を受け取ることができなかった場合の経費は原則対象としません。（受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により受け手から徴収できなかった場合の経費は対象とします。）

また、新規就農者向けの研修用農用地等については機構が研修用として借り受けてから機構が研修を実施している間の期間（新規就農者等へ貸し付けた後の期間は除きます。）、新規就農者向けの就農用農用地等については機構が就農用として借り受けてから新規就農者へ貸し付けるまでの期間の賃料を対象とします。

(2) 保全管理経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等であって、機構が受け手に貸し付けていない農用地等の保全管理に要する経費のうち以下の経費を対象とします。

ア 管理経費

耕起、除草、防除等に要する機械の借入料、光熱動力費、薬剤費その他資材費、雇用労賃、委託費及び支障物の撤去費を対象とします。

ただし、支障物の撤去費は、受け手が行方不明になっているなどやむを得ない理由により、次の受け手への貸付けに当たって、支障物を撤去するために必要な手続き等を行った上で、機構が撤去しなければならない場合に限り、

イ 土地改良区等から徴収される賦課金等

土地改良区から徴収される賦課金、水利組合等から徴収される水利費を対象とします。

(滞納金及び機構が貸し付けた後の期間に係る賦課金等は補助の対象外とします。)

ウ 共同出役に代えて支払う金銭

地域の農地、水利施設等の維持のための共同出役に代えて支払う金銭及び出役を委託する場合はその委託費を対象とします。

(3) 研修用の農業用ハウスに係る経費については、機構が農地中間管理権を有する農用地等に設置されたものであって、機構自らが行う新規就農者向けの研修事業に活用する農業用ハウスの設置時に要する資材費及び設置費を対象とします。

ただし、機構が研修を実施した後に、新規就農者等に貸し出す農業用ハウスに係る当該経費は対象外としません。

第3 農地中間管理事業等推進事業

1 都道府県推進事業

農地中間管理事業を推進するため、機構に対する指導、必要な会議の開催、基金の管理等の都道府県推進事業に要する経費を対象とします。

なお、具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙の規定のとおりです。

2 農地中間管理機構運営事業

(1) 機構が農用地利用集積等促進計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務、農地相談員による農地集積・集約化に向けた現場活動等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。

なお、原子力災害被災12市町村農地集積・集約化等対策事業実施要綱(令和3年3月30日付け2経営第3385号農林水産事務次官依命通知)第3の1に定める原子力災害被災12市町村農地中間管理機構事業に係る経費を本事業の補助対象から除きます。

(2) 機構は、その業務の一部を委託する場合には、委託契約の締結に係る実施要領を定めることとします。

(3) なお、(1)に係る具体的な事業費及び予算配分については、別記1別紙の規定のとおりです。

(4) 農地中間管理事業を推進するために配置する農地相談員については、農業、農地等に関する業務経験や現場活動に必要な能力(企業誘致、営農指導、地域に精通している等)を有し、地域の実情に応じて現場活動を行う者とします。

3 企業リスト作成・セミナー開催事業

- (1) 参入企業リスト作成・セミナー開催事業は、次に掲げる活動とします。
 - ア 農業への参入を希望する企業等一般法人に対する相談業務
 - イ 農業への参入を希望する企業等一般法人のリスト作成
 - ウ 農業への参入を希望する企業等一般法人に対するセミナーの開催
- (2) 事業に要する経費の使途
参入企業リスト作成・セミナー開催事業に要する経費の使途は、別表2の2に掲げる内容とします。

第4 企業参入促進事業

1 事業の内容

企業参入促進事業は、次の取組を内容とするフェアの開催とします。

- (1) 農業参入フェアの開催
全国主要都市において、2回以上開催するものとします。
- (2) 農業参入フェアの内容
 - ア 参入希望企業向け相談会
 - (ア) 参入企業個別支援ブース（栽培技術協力、販路開拓支援等）
 - (イ) 地方自治体等による支援情報提供ブース
 - イ 来場した参入希望企業（以下「来場者」といいます。）に対し、農業参入するために必要な知識、農業参入した企業の事例を紹介するセミナー
 - ウ その他企業参入促進のために必要と認められるもの
- (3) 農業参入フェアの運営
 - ア 個別支援ブース訪問カードの作成
来場者が企業の農業参入についての説明を効率的に受け易くするため、法人名、役職、氏名、参入希望の動機、参入希望地域等を記載する訪問カードを作成し、企業参入フェアにおいて来場者に配布するものとします。来場者は、相談内容に応じた個別支援ブースに訪問カードを提出するものとします。
 - イ 来場者アンケートの実施
来場者の来場の経緯、農業参入ニーズ、来場後の農業参入に向けた活動意向を把握するため、来場者アンケートを実施するものとします。
 - ウ フォローアップ調査の実施及び報告書の作成
農業参入フェアに参加した企業等に対して、その後の相談対応等の支援や参入状況を確認するための調査を当該年度内に継続的に実施するものとします。
また、企業の農業参入に向けた課題や解決策等を明確にするため、農業参入フェアを通じて情報収集に努めるとともに、来場者のうち農業参入した企業に対する取材等を実施するものとし、これらをまとめた報告書を作成するものとします。

2 事業の推進

本事業の効率的かつ効果的な実施のため、農業関係団体、農業経営者、既に農業に参入している企業等の有識者により事業推進委員会を設置し、実施方針及び推進方針等を審議することができるものとします。

3 事業に要する経費の使途

企業参入促進事業に要する経費の使途は、別表2の3に掲げる内容とします。

なお、経費のうち、賃金、専門員等設置費、技能者給、手当及び旅費（以下「賃金等」といいます。）については、設定された単価が妥当であるか精査する必要がありますので、支給規則等を事業実施計画提出の際に添付してください。

また、事業実施主体は、賃金等の支払いの対象となった者の日誌等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間及び作業内容等を証明しなければなりません。

(別記1別紙)

農地中間管理事業等推進事業

第1 要綱本文第11の1に基づき、国から都道府県に対して交付する補助金の額は、1により算定された額とします。

なお、別表2の区分欄の2の農地中間管理事業等推進事業の補助率欄の「定額」とは、「定額(7/10相当)」とします。

1 算定方法

① 事業費×定額(7/10相当)

② なお、事業費には、別表2の内容欄に規定している補助対象経費の他に、都道府県等が事業実施のために実質的に負担している2の経費(以下「実質的負担額」といいます。)を含めることができることとします。

2 実質的負担額について

① 都道府県から機構への併任・派遣職員等の報酬・給料・職員手当等・旅費

② 臨時雇用職員の賃金・報酬・給料・職員手当等

③ 会場借料、事務所使用料及び自動車使用料

④ ①から③までに掲げるもののほか、地方農政局長等が特に必要と認める経費

第2 第1の1については、事業実施後の事業完了報告(要綱本文の第6の5の(1)及び(3)並びに第7の2をいいます。)においても、同様とします。

第3 都道府県は、第1の2の実質的負担額を事業費に含める場合には、別紙様式第4-1号の2の(3)実質的負担額の内訳が確認できる書類等を整備するものとし、地方農政局長等の求めに応じて提出するものとします。

第4 第1の2の実質的負担額における人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に従うものとします。

(別記2)

遊休農地解消緊急対策事業

第1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、機構が遊休農地を借り受け、解消するために必要となる経費を支援します。

第2 本事業の対象

- 1 ^{*}農用地区域内の農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地とします。
- 2 機構が農地中間管理権（使用貸借のみとします。）を10年以上設定し、機構が遊休農地を借受け・解消した年度から翌年度までに貸付け又は研修事業への活用が見込まれる遊休農地を対象とします。

第3 対象となる経費

草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除きます。）、耕起・整地に係る経費その他必要と認められる経費を対象とします。

ただし、「その他必要と認められる経費」については、事前に地方農政局等へ協議することとします。

第4 交付単価及び交付額

- 1 交付単価は、10アール当たり43千円を上限とします。
- 2 交付額は、実際に遊休農地の解消に要した経費又は1の交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額のいずれか小さい方とします。

(別記3)

機構集積協力金交付事業（地域集積協力金交付事業等）

第1 目的

機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とします。

第2 事業実施地域

本事業の対象農地は、^{*}農業振興地域内の農地とします。

また、東日本大震災の津波被災地域等に対しても、復興に向けた取組に配慮しつつ、本事業の中で支援することとします。

第3 事業の内容

1 地域集積協力金交付事業

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、第5により協力金を交付します。

2 集約化奨励金交付事業

地域内の農地について、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対し、第6により奨励金を交付します。

3 経営転換協力金交付事業

機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、第7により協力金を交付します。

4 機構集積協力金推進事業

都道府県及び市町村が実施する1から3までの協力金及び奨励金の交付に要する経費を第8により補助します。

第4 都道府県基金事業の事業資金の取崩及び国による補助

1 都道府県は、既に造成している都道府県基金事業の事業資金から第3の事業に必要な経費を取り崩すことができます。

2 国は都道府県に対して、予算の範囲内で第3の事業に必要な経費を補助します。

第5 地域集積協力金交付事業

1 交付対象地域

以下の要件を満たす「地域」とします。

- (1) 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の地域計画の区域（令和5年度及び令和6年度においては、地域計画の策定に向けた協議[※]の場が設けられている区域を含む。）に含まれていること。

(2) 構成戸数が複数戸であること。

(3) 農地面積が農地台帳により明確であること。

2 一度定めた「地域」の取扱い

(1) 本協力金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とします。

(2) ただし、本協力金の交付を受けた後に地域計画の区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村が認める場合は、都道府県と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができます。

3 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 交付対象面積に占める以下に掲げる農地面積の割合がいずれも10%以上であること。

a 新たに担い手に集積される農地面積

b 機構から転貸若しくは特定農作業委託又は機構を通じて特定農作業委託された後に担い手が耕作する農地面積（計画を含みます。）から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託される前に担い手が耕作していた農地面積を差し引いた面積

注：「新たに担い手に集積」とは、機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構に貸し付けられ、又は機構を通じて特定農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が、機構を介して担い手

に貸し付け又は特定農作業委託されること及びこれと一体的に機構を通じて担い手に特定農作業受託されることをいいます。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域(3)のアの(イ)に該当する「地域」)及び樹園地については0.5ha以上、北海道にあっては6ha以上。以下同じです。)の[※]団地面積の割合が事業実施年度の前年度の2月末から事業実施年度の2月末までに10ポイント以上増加すること。

イ 一般地域(2)のアの(ア)に該当する「地域」)又は中山間地域(2)のアの(イ)に該当する「地域」)の区分1にあっては、4の(1)の機構の活用率の算出における機構への貸付総面積及び機構の農作業委託総面積に占める1ha以上(中山間地域については0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること。

ウ 機構を通じた農作業委託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、[※]管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業委託する者は、農用地利用集積等促進計画により、機構に農作業委託していること。

(イ) 委託期間は10年以上とすること。

(ウ) 「地域」内の機構への貸付農地と一体的に取り組むこと。

(2) 交付単価

ア 4の(1)の「機構の活用率」に応じて、該当する区分に規定する「交付単価」とします。

(ア) 一般地域(イ)の地域以外)

区分1：機構の活用率が20%超40%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が40%超70%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が70%超80%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が80%超・・・2.8万円/10a

(イ) 中山間地域

区分1：機構の活用率が4%超15%以下・・・1.0万円/10a

区分2：機構の活用率が15%超30%以下・・・1.6万円/10a

区分3：機構の活用率が30%超50%以下・・・2.2万円/10a

区分4：機構の活用率が50%超80%以下・・・2.8万円/10a

区分5：機構の活用率が80%超・・・3.4万円/10a

ただし、前年度以前に地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けており、かつ、再度交付申請する「地域」については、前回交付を受けた区分より高い区分で申請することとします（別記3別表1の2に掲げる区域は除きます）。

イ 別記3別表1に掲げる市町村の地域等にあつては、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.3万円/10aを加算します。

ただし、機構を通じて農作業委託した農地面積は除きます。

ウ 機構を通じて農作業委託した農地面積の交付単価については、アの（ア）及び（イ）の交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

（3）中山間地域の交付単価の適用範囲等

ア （2）のアの（イ）の中山間地域の交付単価を適用する「地域」は、以下の全てに該当する「地域」とします。

（ア） 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2の「地域別農業振興計画」において、本事業の実施について位置付けられていること。

（イ） 「農林統計に用いる地域区分について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当すること

イ 一般地域内に中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の集落協定又は個別協定の対象となる農地がある場合であつて、アの（ア）に該当する「地域」に限り、当該農地に対して中山間地域の交付単価を適用します。

（4）一般地域と中山間地域が混在する「地域」の場合の交付額の算定方法

1の「地域」内に一般地域と中山間地域が混在している場合は、それぞれの地域ごとの「機構の活用率」及び「交付対象面積」を用いて算定した額を合算して交付額を算定するものとします。

4 交付額

（1）の「機構の活用率」に応じて、3の（2）に定める「交付単価」に（2）の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

（1）機構の活用率

機構の活用率は以下の計算方法により算出します。

$$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構の農作業委託総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

注1：「機構への貸付総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む合計面積）とします。

注2：「機構の農作業委託総面積」とは、事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託を解消したものを除きます。）とします。

注3：分母となる「「地域」の農地面積」については、地域ごとの担い手への農地集積・集約化の取組を考慮し、例えば、市民農園、研修用農場、試験研究用農場、施設園芸用地等の面積を除いた面積とすることができます。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \frac{\text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積}}{\text{貸付期間6年未満の農地面積}}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託面積}$$

注1：農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第4条に基づく権利及び義務の承継の対象となった農地については、交付対象面積の算定に当たり「対象期間内の貸付面積」から除くものとします。なお、(1)の機構の活用率の算出の際は、当該農地を含めるものとします。

注2：「対象期間内の貸付面積」とは、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構に貸し付けられた農地面積とします。

また、機構に貸し付けられた遊休農地については、「対象期間内の貸付面積」から除くものとしますが、当該遊休農地と隣接する農地の耕作者が当該遊休農地を借り受ける場合に限り、「対象期間内の貸付面積」に含めることができます。

なお、この取扱いは、「対象期間内の農作業委託面積」についても、同様とします。

注3：「再貸付等面積」とは、対象期間の起算日の前日までに機構に貸し付けら

れ、又は機構を通じて農作業委託されたことのある農地で、機構との貸借（委託）期間の満了又は合意解約等の後、再度、機構に貸し付けられた農地の面積とします。

注4：「対象期間内の農作業委託面積」とは、対象期間内の貸付面積以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から事業実施年度の2月末までに機構を通じて農作業委託した農地面積とします。

ただし、地域集積協力金（令和元年度から令和3年度までにおいては、地域集積協力金交付事業のうち集積タイプ）の交付を受けたことのある農地は対象外とします。

5 交付金の使途

市町村は、都道府県から交付を受けた本協力金につき、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議の上、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます。

なお、本協力金の交付を受けた「地域」が、話し合いにより自ら交付金の使途を決定した場合には、その内容を市町村に報告してください。

6 交付金の返還

市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない地域が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った地域集積協力金を当該地域に返還させることとします。

7 留意事項

市町村は、本協力金の交付に当たり、「地域」において交付要件を満たすことが確実であることを担保するため、以下により確認を行うものとします。

ア 農地利用の現況と計画（目標）が分かる図面（担い手毎の集積・集約化の状況が分かる図面等）と農地台帳との突合等により、面積の確認を行うものとします。

イ さらに、「地域」の話し合いへの参画、「地域」の代表者や担い手農業者等からの聞き取り等により、計画に関する同意が得られていることを確認するものとします。

ウ 農作業委託については、農地利用の効率化を図る観点から、集約化に配慮し、受託者が選定されていることを確認するものとします。

第6 集約化奨励金交付事業

1 交付対象地域

第5の1及び2に準ずることとします。

2 交付要件及び交付単価

(1) 交付要件

ア 事業実施年度の前年度の2月末から目標年度（事業実施年度の翌々年度。以下同じです。）の2月末までに以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。

(ア) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。

(イ) 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること。

(ウ) 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の「地域」において、同一の耕作者が耕作する団地又は独立する1筆のほ場の一箇所当たりの平均面積が1.5倍以上となること。

イ 機構を通じた農作業受託に取り組む場合には、以下の全てに該当するものであることが必要です。ただし、管理耕作を行っている農地は対象外とします。

(ア) 農作業受託を受ける者は、農用地利用集積等促進計画により、機構から農作業受託していること。

(イ) 受託者の決定に当たっては、機構の事業規程で定める貸付先ルールに即した検討が行われるよう、機構が「地域」の話し合いの段階から農地利用調整に参加すること。

(2) 交付単価

ア 2の(1)の交付要件に応じて、以下のいずれかの交付単価とします。

区分1：2の(1)の(ア)・・・1.0万円/10a

区分2：2の(1)の(イ)又は(ウ)・・・3.0万円/10a

イ 機構を通じた農作業受託の農地面積については、アの交付単価に0.5を乗じた交付単価とします。

3 交付額

(1) 2の(2)の交付単価に(2)の「交付対象面積」を乗じた額を交付します。

(2) 交付対象面積

交付対象面積は以下の計算方法により算出します。

ただし、集約化奨励金の交付を受けたことのある農地（令和元年度から令和3年

度までにおいては、地域集積協力金事業のうち集約化タイプの交付を受けたことのある農地も同じです。) は対象外とします。

交付対象面積 (転貸)	= 対象期間内の転貸面積のうち新たに団地化した面積
----------------	---------------------------

交付対象面積 (受託)	= 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積
----------------	------------------------------

注1：「対象期間内の転貸面積」とは、機構への貸付期間が6年以上の農地であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構から転貸された農地面積とします。

注2：「新たに団地化した面積」とは、同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積について、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに増加した団地面積とします。

注3：「対象期間内の農作業受託面積」とは、「対象期間内の転貸面積」以外の農地面積であって、事業実施年度の前年度の3月から目標年度の2月末までに機構を通じて農作業受託した農地面積とします。

4 交付金の使途

第5の5に準ずることとします。

5 交付金の返還

(1) 市町村は、第6の事業に取り組む「地域」において、目標年度の2月末時点における交付対象面積が、交付額算定時における交付対象面積に満たない場合は、交付を行った集約化奨励金の差額を当該地域に返還させることとします。

(2) 市町村は、第9の2の目標年度において交付要件を満たしていない「地域」が、目標年度の翌年度においても交付要件を満たさなかった場合は、交付を行った集約化奨励金を当該地域に返還させることとします。

6 留意事項

第5の7に準ずることとします。

第7 経営転換協力金交付事業

1 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）とします。

(1) 農業部門の減少により経営転換する農業者

- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

2 交付要件

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、全ての自作地^{*}を10年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付けることが必要です。
ただし、以下の自作地を除きます。

ア 農業振興地域外の自作地

イ 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積とします。）の自作地

ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

- (3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地又は特定農作業受委託契約に基づき農作業を受託している農地がある場合には、これらを解除することが必要です。

- (4) 遊休農地の所有者はこれを解消することが必要です。ただし、所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明した場合は、遊休農地の解消に係る交付要件を満たしたものとみなします。

- (5) 自作地^{*}に共有農地が含まれる場合において、交付を受けた本協力金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行ってください。

また、機構法第22条の3に掲げる共有者不明農用地等に係る公示又は農地法第41条に掲げる都道府県知事の裁定の手続により機構が利用権の設定を受けた農地が、自作地に含まれる場合にあっても、同様です。

- (6) 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者

農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合、交付申請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意解約により使用収益権を回復した場合には、（２）に準じて機構に農地を貸し付けることが必要です。）

（７）機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されない場合は交付を行いません。

また、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた場合は交付対象になりません。

（８）本協力金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以降に再度本協力金の交付を受けられません。また、以下の補助金の交付を受けた者及びその相続人は本協力金の交付を受けられません。

ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく経営転換協力金

イ 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく被災地域農地集積支援金及び改正後の同実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 経営第 462 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 に基づく経営転換支援金

3 交付額

平成 31 年 1 月以降に機構に貸し付けられた農地であって、毎年度 12 月末までに交付申請があった農地面積（畦畔面積を含みます。）に応じ、以下の金額を交付します（交付申請の時期が、令和 5 年度を過ぎた場合は交付されません。）。ただし、遊休農地については、機構が借り受けた場合であっても当該農地面積には算入しません。

令和 5 年度の交付額

交付要件を満たす農地の合計×1.0 万円/10a（上限 25 万円／戸）

なお、令和 5 年度は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に第 5 の地域集積協力金交付事業又は第 6 の集約化奨励金交付事業（以下「地域集積協力金交付事業等」といいます。）の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とします。

4 交付金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は、以下のいずれかの書類を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、同一年度内に地域集積協力金交付事業等の交付を受け、かつ本協力金の交付対象農地の最大の面積が含まれる「地域」の市町村に対し提出してください。

ア 農業部門の減少により経営転換する農業者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第1号）」

イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は「経営転換協力金交付申請書（別記3様式第2号）」

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に対し交付します。

交付対象者が交付対象農地を複数市町村に所有している場合には、関係する市町村において情報交換を行い、申請のあった市町村が、全ての自作地分について交付を行います。

5 交付金の返還

市町村長は、経営転換協力金の交付を受けた者が、交付決定後10年以内に、交付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、交付を行った経営転換協力金を交付対象者に返還させる必要があります。

ただし、^{*}土地収用や機構法第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合は、返還させる必要はありません。

第8 機構集積協力金推進事業

市町村及び都道府県は、第5、第6及び第7の事業を推進するため、別表2に掲げる範囲内において、推進事業を実施することができます。

第9 農地集積・集約化状況の報告等

- 1 市町村は、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、都道府県に報告するものとしします。

報告事項及び様式については、農林水産省が別途定めるものとしします。

2 都道府県は、1による報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該「地域」に対して適切な指導を行うものとします。

なお、地域集積協力金交付事業で目標達成計画の作成「地域」のうち、目標年度において交付要件を達成していない「地域」又は、集約化奨励金交付事業の実施「地域」のうち、目標年度において交付要件を満たしていない「地域」があった場合は、市町村に改善計画の作成を行わせるとともに、目標達成に向けた適切な指導を行うものとします。

都道府県は、この点検結果及び指導内容を地方農政局長等に対象年度の翌年度の7月末までに報告するものとします。

3 地方農政局長等は、2による報告を受けた場合は、その内容を点検し、必要に応じて都道府県知事を指導するものとします。

4 地方農政局長等は、2による報告のほか、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、農地集積・集約化の状況、生産コスト低減の状況等について報告を求めることができるものとします。

第10 農地流動化に係る補助金の取扱い

別記3別表2に掲げる流動化に係る補助金の交付対象農地について、当該補助金の交付要件である[※]利用権設定等期間（旧農地利用集積円滑化団体又は旧農地保有合理化法人との間で締結した[※]白紙委任契約期間を含みます。）内に当該利用権（白紙委任契約）を解約した上で機構に貸し付けられた場合であっても、以下のいずれかの要件を満たせば補助金の返還を要しないこととします。

- 1 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間で合意解約されること、農地所有者が、補助金の交付要件を満たす残存期間以上の間、当該農地を機構に対し貸し付けること。
- 2 補助金の交付対象となった利用権等が、農地所有者と耕作者との間から農地所有者と機構との間に移転されること。

第11 その他留意事項

- 1 都道府県及び市町村は、本事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別記3様式第1号及び第2号の別添により適切に取り扱うよう留意してください。
- 2 本事業に関連する農地に関する契約は、全ての関係者の合意のもと設定又は解約

されるよう、留意してください。

3 経営転換協力金の交付対象者の農業用機械の取扱いについては、集落・地域の話合いの中で、地域全体としての機械コストを小さくする観点から検討することが望ましいと考えています。

4 都道府県は毎年度、第3の1の地域集積協力金交付事業及び第3の2の集約化奨励金交付事業の推進方針を作成し、市町村等の関係機関とともに計画的な推進活動を行うよう努めてください。

5 交付対象の選定方法

(1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、都道府県はあらかじめ配分基準を定めておくものとします。

(2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。

(3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記3別表1)

1 以下の市町村の区域のうち、津波により流失や冠水等の被害を受けた農地を含む地域。

県名	市町村名
青森県	おいらせ町 八戸市
岩手県	洋野町 久慈市 野田村 普代村 田野畑村 岩泉町 宮古市 山田町 大槌町 釜石市 大船渡市 陸前高田市
宮城県	気仙沼市 南三陸町 石巻市 女川町 東松島市 松島町 利府町 塩竈市 多賀城市 七ヶ浜町 仙台市 名取市 岩沼市 亘理町 山元町
福島県	新地町 相馬市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 広野町 いわき市
茨城県	北茨城市 高萩市 日立市 東海村 鹿嶋市 神栖市
千葉県	銚子市 旭市 匝瑳市 横芝光町 山武市

資料：農林水産省統計部、農村振興局「津波により流失や冠水等の被害を受けた農地の推定面積（平成23年3月）」

2 以下の市町村の区域のうち、避難解除等区域又は特定復興再生拠点区域

県名	区域名
福島県	田村市 南相馬市 飯舘村 川俣町 浪江町 葛尾村 双葉町 大熊町 富岡町 川内村 檜葉町 広野町

(別記3別表2)

事業（補助金）名	通知番号（農林水産事務次官依命通知 ）
地域農業経営再開復興支援事業（被災地域農地集積支援金）	平成23年11月21日付け23経営第2262号
戸別所得補償経営安定推進事業（農地集積協力金）	平成24年 2月 8日付け23経営第2955号
担い手への農地集積推進事業（農地集積協力金）	平成25年 5月16日付け25経営第 432号

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		都道府県	市区町村		
電話	- -	FAX	- -		

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

廃止する農業部門

番号	品目	番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。

- ① 土地利用型作物 ② 露地野菜等
- ③ 施設野菜 ④ 露地果樹
- ⑤ 施設果樹 ⑥ 露地花き
- ⑦ 施設花き ⑧ 茶
- ⑨ 牧草 ⑩ サトウキビ
- ⑪ その他(上記以外の農業生産部門)

(3) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付して下さい。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入して下さい。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入して下さい。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含まれることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(4) 耕作等を続ける農地

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。) <input type="checkbox"/> 該当する
	無	

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

経営転換協力金交付申請書

市町村長 殿

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

		申請年月日		年	月	日
交付申請者欄	フリガナ					
	氏名					
	住所	(〒 -)				
			都道府県	市区町村		
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 経営面積

自作地	借地	合計
m ²	m ²	m ²

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含まれます。

(2) 交付申請面積及び交付申請金額((1)の自作地の内数)

所在	地番	地目	面積
			m ²
			m ²
			m ²
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
 ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
 ※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円
--------	---

(3) 耕作等を続ける農地

自作地	m ²
-----	----------------

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。(特定農作業委託を行っている農地も自作地に含まれる)
 ※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	(「有」の場合) 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明(※該当しない場合は申請できません。)	<input type="checkbox"/> 該当する
------------	-----	--	-------------------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

(別記3様式第1号及び第2号の別添)

個人情報の取扱い（例）

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

市町村は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市町村は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 （注1）	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金 等 （※ その他追加すべき事業等がある場合は追加すること）
関係機関 （注2）	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体 等 （※ その他追加する機関があれば追加すること）

(別記4)

機構集積支援事業

第1 目的

担い手への農地集積・集約化を目的として設立される農地中間管理機構が実効性をもって機能していくためには、同機構と連携・協力関係にある農業委員会等が効果的かつ効率的に業務を遂行できるようにする必要があるため、農業委員会等が行う以下の事業に必要な経費を支援します。

第2 事業の内容

1 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業

(1) 農地の利用関係の調整

農地の利用関係の調整・あっせん等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法第3条の2第1項に基づく勧告、同条第2項に基づく許可の取消し及び同条第3項に基づくあっせんその他必要な措置に関する調査・調整

イ 農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の報告等による農地所有適格法人等の台帳の作成・整理、同条第2項に基づく勧告、同条第3項に基づくあっせん及び同法第14条第1項に基づく農地所有適格法人に対する立入調査

ウ 農地法第25条第1項に基づく和解の仲介に関する調査・調整

(2) 農地の利用状況等の調査

農地の利用状況等の調査については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地の利用状況等の調査

農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査

イ 所有者等への利用意向調査

(ア) 農地法第32条及び第33条に基づく利用意向調査に係る権利関係等の調査・調整

(イ) 農地法第34条に基づく遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整を踏まえた利用関係調整簿の作成並びに作成に要する調査

(ウ) 農地法第35条に基づく農地中間管理機構等への通知及び必要な調整

(エ) 農地法第36条に基づく所有者等（農地の所有者又はその農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者をいいます。以下同じです。）に対する勧告、農地中間管理機構への勧告した旨の通知及び必要な調整

(3) 所有者不明の農地の権利関係調査

所有者不明の農地の権利関係の調査等に要する経費を支援します。

また、機構法等に基づき行われる所有者不明の農地について所有者に関する情報

の探索等にかかる経費を支援します。

(4) 農地等訴訟等事務処理

農業委員会等を当事者又は参加人とした農地等の権利移動の処分等に対する訴訟事件の処理等については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 訴訟事務に関する活動

イ 行政不服審査事務に関する活動

(5) 農地等の台帳の調査等

農地台帳の整備については、次に掲げる活動に要する経費を支援します（アからオまでに係る経費は農業委員会サポートシステムに関するものに限りません。）。

ア 農地等の所在、所有者等の調査

イ 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出及び農地法第30条等に基づく農地の利用状況調査の結果等の入力

ウ 農地利用最適化推進委員及び農業委員が把握した農地等の所有者等の意向の入力

エ 農地法施行規則第102条に基づく住民基本台帳及び固定資産課税台帳（以下「住基・固定台帳」といいます。）との照合作業に要する経費

オ その他本事業を実施するために必要なシステムの活用等に要する経費

(6) 農地の権利移動・借賃等調査

農地法第52条に基づく農地の権利移動・借賃等の動向等に関する情報の収集、整理、分析及び情報の提供については、次に掲げる活動に要する経費を支援します。

ア 農地法、基盤強化法及び機構法による農地の権利移動及び転用の状況等について、1月から12月までの権利移動等に係る次に掲げる事項の把握

(ア) 耕作目的の権利の設定・移転に関する事項

(イ) 貸借の終了に関する事項

(ウ) 農地等の転用に関する事項

(エ) その他農地の権利移動に関する事項

イ 次に掲げる事項を掲載した賃借料情報（過去1年間の地域の実勢を踏まえ、農地の賃借権を設定する際の目安となるものをいいます。）の提供

(ア) 賃借料情報を提供した地域（区分）名

(イ) 地域（区分）別の賃借料の平均額

(ウ) 地域（区分）別の賃借料の最高額

(エ) 地域（区分）別の賃借料の最低額

(オ) 集計に用いたデータを収集した期間

(カ) 集計に用いたデータ数

ウ ア及びイに掲げる事項以外の農地に関する情報収集

(7) その他

(1) から (6) までに定める活動に関する次に掲げる活動に要する経費について支援します。

ア 関係資料の収集・作成・整理・提出

イ 関係機関との会議又は打合せ

2 農地の有効利用を図るための支援事業

農業委員会等が、優良農地の確保・農地の有効利用を図るために行う農業委員会等の資質向上のための研修の実施等の活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員等の資質向上のための研修の実施等

ア 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員並びに農業者等に対し、必要な知識を取得させることを目的とした研修の実施

イ 農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対し必要な知識を取得させることを目的とした研修への参加

(2) その他

(1) のア及びイに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる農業委員会ネットワーク業務に係る活動に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会等に対する支援

ア 農業委員会等相互の連絡調整

イ 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表

ウ 農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修等の実施

(ア) 農業委員等の研修

(イ) 中央研修会への出席

(ウ) 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動

エ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言

オ 農業委員会が行う農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動や目標地図の素案作成等を円滑に遂行するために実施するための巡回等による支援

カ エ及びオを行うために必要な都道府県農業委員会ネットワーク機構の体制整備

(2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供

(3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席

(4) その他

(1) から (3) までに定める活動のほか、農地制度の適正な運用を図る観点から、地方農政局長等が特に必要と認めた活動

4 全国的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 情報収集・分析事業

ア 調査等の内容

(ア) 農作業の受委託、請負料金及び賃金の設定状況等の実態調査

(イ) 田畑の売買価格に関する調査

(ウ) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構による活動を支援するために経営局長が必要と認めた調査

イ 調査員の設置

事業実施主体は、アに掲げる調査を的確に実施するため、調査項目ごとにその内容を理解し、調査を適切に実施できる者を調査員として指名し、調査の企画立案、調査要領の作成及び調査結果の取りまとめ・分析等を行わせるものとします。

(2) 情報提供・指導事業

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした、農地利用の最適化の推進に関する制度や手法等を修得させるための研修会の実施

イ 都道府県農業委員会ネットワーク機構が農業委員会等に対して効率的に研修を実施することができるようにするための教材の作成

ウ 農業委員会等の取組状況についての点検等

(ア) 農業委員会系統組織として、農地利用の最適化の推進に関する年間の目標や取組方針を定め、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に周知徹底するための、全国段階又は都道府県段階における、担当者を対象とした会議の開催

(イ) (ア) で定めた目標を達成するための、農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認、取組状況が不十分な農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の活動の課題や改善方法の検討並びに指導・助言の実施

5 農業委員会サポートシステム管理事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、全国農業委員会ネットワーク機構が行う農業委員会サポートシステムの管理に必要な次に掲げる事業に要する経費を支援します。

(1) 農業委員会サポートシステムの管理・運用

農業委員会サポートシステムを管理・運用するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

ア 農業委員会サポートシステムを管理する上で必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

イ 農業委員会サポートシステムの利用促進に必要な農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施及び指導・助言

ウ 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応

エ その他農業委員会サポートシステムの管理・運営に必要な取組

(2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用

農業委員会サポートシステム管理事業のうち、農業委員会サポートシステムの保守・運用については、全国農業委員会ネットワーク機構が、同システムの保守・運用を実施する事業者を公募の上選定することとし、選定された事業者が行う以下の経費を支援します。全国農業委員会ネットワーク機構は、確実に農業委員会サポートシステムの保守・運用を行うことができるとともに、必要なシステム改修等について提案できる事業者を選定し、事業者との契約に当たっては、公募随意契約により事業者と契約することとします。

- ア 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要となるソフトウェア等の保守・運用
- イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要となるサーバー設備等の保守・運用
- ウ 農業委員会サポートシステムに係るヘルプデスク業務
- エ その他農業委員会サポートシステムの保守・運用に必要な取組

(3) 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した、農地台帳と住基・固定台帳との照合作業を支援するために行う以下の取組に要する経費を支援します。

- ア コードの変換、紐付け等照合作業に係る初期設定
- イ その他照合作業に必要な支援

第3 事業実施の要件

事業実施の要件は、事業実施計画を提出する時点において、次の事項が確認できること（事業実施主体が市町村の場合を除きます。）とします。

なお、事業実施主体は、事業実施計画を提出する時点において、地方農政局長等が当該要件を満たしているか確認できる書類（議事録又は活動計画等）を提出してください。

1 第2の1及び2の事業の要件

- (1) 農地等の権利移動の許可等の可否の審査に当たっては、審査基準の全ての項目ごとに区分し、申請書等に記載された内容が当該審査基準の項目ごとに、その判断の根拠を明確にして実施すること。
- (2) 農地法第30条に基づく利用状況調査の範囲は、利用状況調査を実施する農業委員会内の区域内にある全ての農地（ただし、災害等により現地に立ち入れないなど外因的理由で実施できない場合を除きます。）とし、農地台帳に基づいた適正な調査を実施すること。

また、農地法第32条又は第33条に基づく利用意向調査については、所有者等から表明された意向の内容を勘案しつつ、農地中間管理機構及び市町村等の関係機関と連携し、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整等を実施すること。

- (3) 総会及び部会（以下「総会等」といいます。）の議事録には、審議過程の全てを要約することなく、詳細に記載すること。

- (4) 農業委員会が活動計画を策定し、その活動結果の点検評価を行うこと。
 - (5) 総会等の議事録及び活動計画並びに活動の点検評価結果を市町村のホームページなどで公表すること。
 - (6) 農地法第 52 条の 3 に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。
- 2 第 2 の 2 及び 3 の事業の要件
農業委員への女性の登用促進を目的とした周知活動等を実施すること。

第 4 事業実施における留意事項

1 第 2 の 1 の事業の留意事項

(1) 農地の利用状況等の調査

遊休農地等のあっせん及び利用関係の調整に関し、関係機関又は所有者等との協議又は打合せ等を行った場合には、事業実施主体は、別記 4 様式第 1 号により調整した農地、協議・打合せ等の概要等必要な情報を速やかに記録の上、整理・保存してください。

(2) 農地等の台帳の調査等

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第 52 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の調査が含まれます。

2 第 2 の 2 の事業の留意事項

(1) 毎年度、当該年度の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、必要に応じて地域の農業関係機関・団体等と連携して作成してください。

(2) 研修は、講義、研究討議、演習等により実施してください。

(3) 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。

(4) 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。

3 第 2 の 3 の事業の留意事項

(1) 農業委員会等に対する支援の留意事項

ア 事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表を行う場合には、ホームページへの掲載等により行うこととします。また、閲覧者が当該情報を参考に事務の改善ができるよう、取組の内容を詳細に情報提供するものとします。

イ 農業委員等への研修については、毎年度、当該年度における研修の実施時期、研修目的、研修対象者及び研修内容等を記載した研修実施計画を作成し、当該計画に基づき実施してください。

なお、当該研修実施計画の作成に当たっては、地域の農業関係機関・団体と連携して作成してください。

また、研修の実施に当たっては、地域の農業関係機関・団体と共催して実施できるものとします。

- ウ 研修の開催は、管内を数ブロックに分けて実施することができるものとします。
- エ 研修は、講義、研究討議及び演習等により実施するものとします。
- オ 受講者には、研修の終了後、速やかに研修に関するレポートを提出するようにしてください。
- カ 研修内容には、農地制度の適正な運用や農地利用の最適化の推進に関するもののほか、農業委員会サポートシステム（農業委員会等が把握した農地等の出し手・受け手の意向等の情報のデータベース（以下「全国データベース」といいます。）を含みます。以下同じ。）の活用、タブレットの活用、農業経営の合理化、農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援並びに女性農業委員の活動に関するものが含まれます。
- キ 中央研修会の出席については、国及び全国農業委員会ネットワーク機構が農地制度及び農業経営等に関する知識を習得させることを目的として実施する研修に出席できるものとします。

なお、当該研修会に出席した場合、事業実施主体は、農業委員等に対する研修を積極的に実施するとともに、当該研修会に参加した者が講師となって習得した知識を提供する等、農業委員会等への支援に努めてください。
- ク 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業委員会ネットワーク機構における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動が含まれます。
- ケ 農業委員会サポートシステムに関する調査、指導及び助言には、タブレットの活用に係るものを含みます。

- (2) 農地に関する情報の整理及び農業者、農業参入希望者等への提供の留意事項
農地に関する情報の整理には、農業委員会等から収集した情報の農業委員会サポートシステムへの登録、情報の集計、分析の実施を含みます。
- (3) 農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席の留意事項
会議において、農地法により都道府県農業委員会ネットワーク機構が行うものとされた業務に係る事項のみを議題とする場合には、本事業の対象としないものとします。

4 第2の4の事業の留意事項

- (1) 第2の4の(1)の調査の集計を行うに当たって、集計等を補助するための補助員（以下「集計補助員」といいます。）の雇用又は外部委託を行う場合には、公募により選定するものとします。
- (2) 調査員（集計補助員を含みます。以下同じです。）の手当は、実働に応じた対価（日給又は時間給）を支払うものとします。また、その単価は標準的な雇用賃金等を勘案し、事業実施主体が規程等に定めることとします。
- (3) 第2の4の(1)の調査結果については、その概要を事業実施主体のホームページに掲載し、広く活用されるようにするものとします。

- (4) 本事業により作成した資料等の印刷物の発行を行う場合は、無償で配布するものとしします。
- (5) 第2の4の(2)の会議、研修会において使用した資料は、事業実施主体のホームページに掲載するものとしします。
- (6) 第2の4の(2)研修会の開催に当たっては、研修の修了後、速やかに研修会に参加した者に研修に関するレポートを提出させるものとしします。
- (7) 第2の4の(2)の研修会に参加した者は、農業委員等を対象にした研修会において、講師として自らが習得した知識を提供し、農業委員等の資質向上を図るものとしします。
- (8) 第2の4の(2)のイの教材の作成に当たっては、研修を受講する者が農地制度及び農業税制等に関する高度な知識並びに遊休農地所有者等への指導及び農地利用集積の推進等のための地域内での合意形成の手法を取得できるものとするよう留意するものとしします。
- (9) 本事業の実施に当たっては、必要に応じて農業関係団体と連携を図るものとしします。

5 第2の5の事業の留意事項

- (1) 全国農業委員会ネットワーク機構は、次の取組を実施する場合、事前に農林水産省と協議を行うものとしします。
 - ア 第2の5の(1)のイの研修会
 - イ 農業委員会サポートシステムに係る改修
- (2) 農林水産省は、(1)の協議の結果、必要に応じて条件を付すことができることとしします。
- (3) 研修は、パソコン等を活用した操作研修により実施してください。
- (4) 研修の開催に当たっては、研修の終了後、速やかに受講者に研修に関するアンケートを提出させるものとしします。
- (5) 研修内容には、農業委員会サポートシステムやタブレットの操作方法等に関することが含まれます。
- (6) 全国農業委員会ネットワーク機構は、(4)のアンケート結果を研修毎に取りまとめ、速やかに経営局長に報告することとしします。
- (7) 第2の5の(1)のイの研修会に出席した農業委員会等は、当該研修会が実施された年度の年度末時点で、当該時点での最新かつ正確な情報に農業委員会サポートシステムを更新するものとしします。(ただし、全国データベースに係る内容を含む一体的な研修会を除きます。)
- (8) 全国農業委員会ネットワーク機構は、第2の5の(3)の事業を実施する事業者(以下「照合変換作業事業者」といいます。)を公募の上選定することとし、選定された照合変換作業事業者に照合作業に要する経費を交付します。照合変換作業事業者との契約に当たっては、公募随意契約により契約することとし、確実に照合変換作業を実施できる照合変換作業事業者を選定するものとしします。

第5 定期報告

1 第2の1、2及び3の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について別記4様式第2号により、1月15日までに都道府県知事に報告してください。
- (2) 都道府県知事は、事業実施主体から事業の実施状況の報告を受けた場合には、別記4様式第3号によりとりまとめたものを1月末までに地方農政局長等に報告してください。
- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとします。
- (4) 事業実施主体は、(3)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出してください。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、交付金の一部又は全部を返還させるものとします。

2 第2の4及び5の事業の定期報告

- (1) 事業実施主体は、毎年度、第3四半期の末日までの事業の実施状況について、第2の4の事業にあつては別記4様式第4号、第2の5の事業にあつては別記4様式第5号により、1月末までに経営局長に報告してください。
- (2) 経営局長は、事業実施主体から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を文書にて行うものとします。
- (3) 事業実施主体は、(2)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を作成し、経営局長に提出してください。
- (4) 経営局長は、(3)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとします。

第6 農業委員等の活動の管理

1 第2の1、2及び3の事業の管理

- (1) 事業実施主体から賃金、手当及び旅費の支払いの対象となった者は、活動した年月日、活動内容等を記載した日誌を取りまとめ、毎月末日までに事業実施主体に報告してください。
- (2) 事業実施主体は、(1)により報告があつた場合は、速やかに別記4様式第6号による活動管理簿に記載し、その活動を的確に把握・管理してください。

2 第2の4の事業の管理

- (1) 第2の4のイの調査員は、毎年度、活動計画(別記4様式第7号)を作成し、全国農業委員会ネットワーク機構の長の下承を得るものとします。また、事業実施主体は、下承された活動計画を速やかにホームページに掲載するものとします。
- (2) 事業実施主体は、調査員の活動日誌(別記4様式第8号)を備え、調査員の活動内容(日時、活動内容等)を記録・保存し、各四半期の終了する月の翌月末までにホ

ホームページに掲載するとともに、経営局長に報告するものとします。

第7 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表2の6に掲げる内容とします。

第8 事業の透明性の確保

事業実施主体は、事業実施に当たって、事業実施計画、事業実績報告、各種会議の資料及び研修のテキスト等について、ホームページ、広報誌等により公開してください。

第9 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、個人情報の取得、利用、管理及び提供等を行う場合には、個人情報に関する法令等を遵守し、本事業を通じて取得した個人情報の管理について、情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の必要かつ適切な措置を講じてください。なお、第2の2の(1)の事業の実施に際して得た個人情報の取扱いについては、別添により適切に取り扱うよう留意してください。

(別記4別添)

地域計画に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する地域計画に記載する、目標地図に位置付けられた農業を担う者に係る個人情報の取扱いについては、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となる場合には、個人情報の利用目的を明らかにし、今後の地域の中心となる経営体本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

個人情報を利用する事業等や関係機関が新規に追加された場合（これらの単なる名称変更の場合は除きます。）は、改めて本人の同意を得ることが必要です。

第2 本人に同意を得る内容

個人情報の取扱いについて、本人に同意を得る内容としては、次の事項が考えられます（別紙に同意書の例として、「個人情報の取扱い（例）」を添付しています。）。

- 1 集落・地域での話し合い及び関係機関による検討会における検討を経て、地域計画を作成する、国へ報告するなど本事業の実施に利用すること並びに農地中間管理機構の業務に利用すること。
- 2 地域計画の実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。
- 3 地域計画の作成及び地域計画上の目標地図に位置付けられた農業を担う者として位置付けられていることが要件、優先配慮事項等となっている各種関連事業（※）の確認に利用する場合があること。
- 4 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること。
- 5 1から4までの実施に伴い、必要最小限度の情報を関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

第3 同意を得る例

個人情報の取扱いについて、同意を得る方法として次の方法が考えられます。

- 1 農業者に地域計画を配付する際、一緒に別紙を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 集落座談会等で農業者に地域計画を説明する際、地域計画の裏面に別紙の文言を印刷し、賛同した者については、その場で同意名簿に署名してもらう。
- 3 別紙において追加すべき事業等、関係機関がある場合は記載する。

※ 各種関連事業とは、経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営継承保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業等をいいます。

また、各種関連事業に名称変更があった場合は名称変更後の事業も対象とします。

(別紙) 農業委員会→農業者向け

個人情報の取扱い (例)

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

機構集積支援事業に係る個人情報の取扱いについて

農業委員会は、機構集積支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令の規定に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、農業委員会は、本事業による集落等の地域の話合い及び検討会での審査・検討並びに国への報告で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限の情報を提供する場合があります。

事業等 (注1)	経営継承・発展等支援事業、集落営農活性化プロジェクト促進事業、新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保証保険支援総合事業（農業経営承継保証保険支援事業、農業近代化信金保証料助成金交付事業）、農地集積・集約化等対策事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村振興交付金、農地利用効率化等支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、農地売買等支援事業、農林水産統計調査 等 (※ その他追加する事業等があれば明確にすること)
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農業委員会ネットワーク機構、農業共済組合連合会、土地改良区、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体、農地中間管理機構 等 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名)

氏名 (代表者名)

利用関係調整簿

1. 農地中間管理機構及び関係機関との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

2. 地域・集落(地域計画)との利用調整

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

3. 所有者等との協議・打合せ

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

4. 借受希望者との協議・打合せ

①調整した農地

	第32条第1項		第33条
	第1号	第2号	第1項
件数			
面積(m ²)			

②利用調整(協議、打合せ等)の実績

回数	
延べ人数	

③利用調整(主な協議、打合せ等)の概要

実施日	担当者名	調整内容・場所	調整結果

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

農業委員会等相互の連絡調整	事務を効果的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	農業者等に対する研修等の実施						農地に関する情報の整理及び農業者等への提供		農業委員会ネットワーク業務を行うための会議への出席				その他活動					
		研修	中央研修会	女性農業委員登用等活動	情報整理	情報提供	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	公表件数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況
実施時期	活動内容	開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	延べ巡回回数	実施件数	実施件数	実施回数	実施件数	実施回数	開催回数	会議内容	出席者数	事業内容	進捗状況
		件	人		回	人	回		日	件	件	件	件	回	回		人		

(2) 農地の有効利用を図るための支援事業実績定期報告

一連番号	市町村名	農業委員会名	農業委員等の資質向上のため の活動			その他活動
			開催回数	参加者数	研修内容	
			回	人		
合計						委員会 委員会

(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業実績定期報告

農業委員会等相互の連絡調整	実施時期	活動内容	農地に関する情報調整				公表件数	件	農地委員会が農地等の出し手・受け手の意向把握等の農地利用最適化活動を行うための会議への出席	開催回数	議内容	出席者数	事業内容	進捗状況											
			事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会等の取組に関する情報の公表	研修	中央研修会	女性農業委員登用等活動																			
			開催回数	参加者数	研修内容	出席回数	出席者数	実施回数	活動内容	延べ巡回日数	実施件数	実施件数	情報整理	情報提供	実施件数	件	日	回	人	回	人	件	件	人	

〇〇都道府県農業委員会ネットワーク機構

別記4様式第4号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第3四半期）

全国的な農地利用調整活動等

1 情報収集・分析事業

ア 調査項目

調査名	調査目的	開始時期	調査方法	調査結果の印刷部数及び配布先	調査結果の活用方法

イ 調査員の設置

調査名	調査員氏名	具体的な活動内容	活動日数

2 情報提供・指導事業

(1) 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の職員等を対象にした研修会の開催

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数

※「講師」の欄は、講師謝金の支払い対象となる者を記載すること。

(2) 都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う研修の教材の作成

教材名	作成目的	作成部数	配布先

(3) 農業委員会等の取組状況についての点検等

ア 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構担当者を対象にした会議の開催

会議名	開催時期	会議で周知する内容

イ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構の取組状況の確認

農業委員会数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数

ウ 農業委員会等及び都道府県農業委員会ネットワーク機構に対する指導・助言

指導・助言の実施状況		指導・助言の内容	
農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構

別記 4 様式第 5 号

令和〇〇年度機構集積支援事業における定期報告書（第 3 四半期）

農業委員会サポートシステム管理事業

1 農業委員会サポートシステムの管理・運営

- (1) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関との調整

実施時期	農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関	活動内容

- (2) 農業委員会等、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構及びその他関係機関に対する研修会の実施等

ア 研修会の実施

研修会名	開催時期	開催場所	研修内容	参加人数	講師

イ 農業委員会サポートシステムの更新状況

都道府県	研修会出席農業委員会等数	うち更新農業委員会等数

(注) 「うち更新農業委員会等数」には、第 3 四半期末時点で農業委員会サポートシステムが最新かつ正確な情報に更新されている農業委員会等数を記載

ウ 指導・助言

指導・助言の実施状況	指導・助言の内容

農業委員会等数	都道府県農業委員会ネットワーク機構数	農地中間管理機構数	その他の関係機関数	農業委員会等	都道府県農業委員会ネットワーク機構	農地中間管理機構	その他関係機関

- (3) 農業委員会サポートシステムに関する照会及び同システムを活用した農地に関する相談に係る対応状況及び体制整備方針に対する対応状況

--

- (4) 事業の適正な実施に向けた対応状況等

- ア 継続した情報の更新が行われない農業委員会等への対応状況

--

- イ 法定項目が登録されていない農業委員会等への対応状況

--

- ウ 都道府県農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構による利活用に向けた対応状況

--

- エ 農業委員会サポートシステムの運営状況を踏まえ、必要な対策を講じ、運用を見直すために必要な体制整備方針に対する対応状況

--

- (5) その他

活動内容	現状の問題点及び左記の活動を実施する（実施した）ことによる効果（具体的に）	備考

(注) この他、活動の目的、内容、経費の内訳、実施することによる効果等について説明した資料を添付してください。

2 農業委員会サポートシステムの保守・運用

- (1) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の概要

概 要	
-----	--

- (2) 農業委員会サポートシステムの保守・運用の実施計画（完了報告）

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(2)のアからエまでの取組内容について、簡潔に記載すること。

3 農業委員会サポートシステムを活用した照合作業の支援

農業委員会サポートシステムを活用した農地台帳と住民基本台帳・固定資産課税台帳との照合作業支援

時 期	事 項
○月	

(注) 「事項」欄には、別記4の第2の5の(3)のア及びイの取組内容について、簡潔に記載すること。

別記4様式第7号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動計画

全国農業委員会ネットワーク機構の長 宛

(調査名 〇〇)
調査員氏名 〇〇〇〇

活動事項	目標達成に向けた活動内容	活動日数

別記4様式第8号

令和〇年度機構集積支援事業における調査員の活動日誌(〇月)

(調査名 〇〇)

調査員氏名 〇〇〇〇

年月日	活動内容	備考
計		
<p>上記の者は、機構集積支援事業の調査員として、活動したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 全国農業委員会ネットワーク機構の長 〇〇 〇〇</p>		

農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知
平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号

最終改正 令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 2925 号
令和 5 年 3 月 28 日付け 4 農振第 3540 号

(通則)

第 1 農地集積・集約化等対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第 2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表 1 から 3 までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農地中間管理機構事業
- (2) 遊休農地解消緊急対策事業
- (3) 機構集積協力金交付事業
- (4) 機構集積支援事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表 1 から 3 までに定めるところによる。

(流用の禁止)

第 3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表 1 から 3 までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

- (2) 別表 1 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表 1 の区分の欄の 2 の経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用
- (4) 別表 2 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (5) 別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (6) 別表 3 の経費の欄に掲げる(1)の経費から(2)の経費への流用

(申請手続)

第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる事業及び別表 3 の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣並びに沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

第 5 交付規則第 2 条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる事業及び別表 3 の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者にあつては農林水産省経営局長。）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第 4 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に対する前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 か月とする。

(申請の取下げ)

第 7 補助事業者は、第 4 第 1 項による交付申請を取り下げようとするときは、第 6 第 1 項による交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第8 別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる事業及び別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する補助事業者(以下「民間団体」という。)は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。

2 民間団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 民間団体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第1号-2による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払等の請求)

第11 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号-1による支払請求書を地方農政局長等及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 前項に係る概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。
- 4 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（事業遅延の届出）

- 第 12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

- 第 13 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 3 号－2 による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定は、別表 1 の区分の欄に掲げる事業については適用しない。
 - 3 第 1 項に規定するほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

- 第 14 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号－1 の基金造成完了報告書のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 9 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、基金造成完了報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 別表 2 及び 3 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 6 号－2 のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 6 号－3 により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 4 補助事業者（第4第2項の規定により交付の申請をした者を除く。次項において同じ。）は、第2項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15 地方農政局長等は、第14第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者はその額を通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 地方農政局長等は、第9第1項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣の定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（第2の(3)の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第20に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳

及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第 20 補助事業者が地方公共団体の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 9 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 21 補助事業者は、第 4 第 1 項の規定による交付の申請、第 7 の規定による申請の取下げ、第 9 第 1 項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第 11 の規定による概算払請求、第 12 の規定による事業遅延の届出、第 13 の規定による状況報告、第 14 第 1 項及び第 2 項の規定による実績報告並びに第 14 第 5 項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第 1 項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第 2 項の規定により共通申請システムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請システムのサービス提供者が別に定める共通申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第 8 から第 20 まで（地方公共団体以外の間接補助事業者は第 20 を除く。）の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱、実施要綱及び売買支援実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはな

らないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4 補助事業者は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

6 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

7 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(基本的事項の公表)

第23 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第24 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか(別途指示がある場合はこれによること)に地方農政局長等に報告しなければならない。

らない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第 25 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると地方農政局長等が認めた場合又は大臣が定める基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第 26 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(他用途使用の禁止)

第 27 基金は、実施要綱第 3 の 1 の (1) 及び (2) 並びに 3 の (1) から (4) までに規定する事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第 28 別表 1 の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第 17 から第 19 まで及び第 27 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第 29 地方農政局長等は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成 18 年 8 月 15 日閣議決定)の 3 及び 4 に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号)

1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日付け 25 経営第 3140 号-1)

1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき平成 25 年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

3 この通知の施行に伴い、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和 48 年 8 月

27日付け48構改B第2482号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成27年2月3日付け 26経営第2810号)

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成27年4月9日付け 26経営第2810号-1)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、第29に関してはこの限りではない。

附 則(平成27年10月1日付け 27経営第1572号)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日付け 27経営第3242号)

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」(平成26年3月31日付け25経営第3140号-1農林水産事務次官依命通知)附則第3項ただし書の規定によりなお従前の例によるものとされた同項の規定による廃止前の農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和48年8月27日付け48構改B第2482号農林事務次官依命通知)第9ア及びイに掲げる基金については、平成28年4月1日付けで統合し、統合後の名称は担い手支援貸付原資基金とする。なお、統合後においても統合前の基金ごとに区分経理を行うものとする。
- 3 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成28年10月11日付け 28経営第1639号)

- 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成29年3月28日付け 28経営第3206号)

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月24日付け 29経営第158号)

- 1 この通知は、平成29年4月24日から施行する。

- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3501 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 経営第 2521 号、
平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4059 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 8 日付け 元経営第 1 号）

- 1 この通知は、令和元年 5 月 8 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け 元経営第 3096 号、
令和 2 年 3 月 31 日付け 元農振第 3473 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2651 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 経営第 3347 号、

令和3年3月31日付け 2農振第3815号)

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月20日付け 3経営第2230号）

- 1 この通知は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日付け 3経営第3130号、
令和4年3月28日付け 3農振第2876号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月28日付け 4経営第2925号、
令和5年3月28日付け 4農振第3540号）

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業（農地整備・集約協力金交付事業を除く。）については、なお従前の例による。

別表1 (第2、第3、第10、第11、第13、第14、第23、第24、第25、第26及び第28関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理 機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する借受農地管理等事業に 必要な資金の造成に要する経費	定 額	都道府県		事業の新設又は廃止
2 機構集積協力 金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の3 に規定する次の事業に必要な資金 の造成に要する経費 (1) 地域集積協力金交付事業 (2) 集約化奨励金交付事業 (3) 経営転換協力金交付事業 (4) 機構集積協力金推進事業	定 額	都道府県		事業の新設又は廃止

別表2 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)借受農地管理等事業 ア 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 イ 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援 ウ 農用地等の賃料・保全管理支援 エ 研修用の農業用ハウス設置支援</p> <p>(2)農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(3)企業参入促進事業</p>	<p>定 額</p> <p>9.5/10以内</p> <p>7/10以内</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県</p> <p>農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減</p>
2 遊休農地解消緊急対策事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の2に規定する事業に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>都道府県</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減</p>
3 機構集積協力金交付事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の3に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)地域集積協力金交付事業 (2)集約化奨励金交付事業</p>	<p>定 額</p>	<p>都道府県</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止</p>

<p>4 機構集積 支援事業</p>	<p>(3)経営転換協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業</p> <p>補助事業者が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業</p> <p>(2)農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用した照合の支援</p>	<p>定 額 当該補助 事業費の 1/2以内</p> <p>定 額</p>	<p>全国農業委員会ネットワーク機構</p> <p>全国農業委員会ネットワーク機構</p>	<p>事業と(4)の事業の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げるアの事業とイの事業の相互間における経費の増減</p> <p>経費の欄に掲げるアからエまでの事業の相互間における経費の増減</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p> <p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止</p>
------------------------	--	---	---	---	---

別表3 (第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係)

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理 機構事業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>(1) 都道府県指導推進整備費 都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費</p> <p>(2) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費 農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に係る</p>	<p>当該補助事業費の1/2以内</p> <p>当該間接補助事業費の6/10以内</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県</p>		<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止</p>

	<p>る団体等との連携活動に要する経費</p> <p>(3) 支援法人費</p> <p>公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>ア 支援法人指導推進等整備費</p> <p>農地中間管理機構等に対し金融機関から調達する農地の買入資金等の貸付けを行うための体制整備等に要する経費</p> <p>イ 借入資金利子助成費</p> <p>農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1及び3の事業を実施するための資金の調達に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>公益社団法人全国農地保有合理化協会</p>		
--	---	------------	--------------------------	--	--

(用語の定義)

- (注) 1 全国農業委員会ネットワーク機構：農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構
- 2 農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）
- 3 売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（4に規定する事業を除く。）
- 4 農地売渡信託等事業：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第2号に規定する事業
- 5 農地所有適格法人出資育成事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業
- 6 畜産環境リース事業：経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領（平成16年4月1日付け15 経営第7174号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する畜産環境対応リース事業
- 7 公益社団法人全国農地保有合理化協会：平成25年4月1日に公益社団法人全国農地保有合理化協会という名称で設立された団体

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

（注）（〇〇〇〇）には、別表1の区分の欄の該当する事業名を記載する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業資金の造成区分	事業資金の保有区分	造成額	備考
機構集積協力金交付事業勘定 (1) 地域集積協力金交付事業費 (2) 集約化奨励金交付事業費 (3) 経営転換協力金交付事業費 (4) 機構集積協力金推進事業費		円	
合 計			

（注）1 事業資金の保有区分の欄には、事業勘定について、預金（普通、定期等の別）、有価証券（国際、地方債等（名称がわかる場合はその旨記入））、金銭信託等又は事業資金の運用方法別に記載すること。

2 備考欄には、事業資金の保有区分別に基金造成予定（完了）年月日を記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日) 令和 年 月 日

5 収支予算 (又は精算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

都道府県の補助金要綱等

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号(第4関係) (その2)

(別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の2及び3の事業を実施する場合)
令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇) 交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

(注) この申請書は、「3経費の配分及び負担区分」における各表ごとに作成し、(〇〇〇〇)には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(又は実績)

- ・別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)及び(2)並びに別表2の区分の欄の3の(1)から(4)までの事業を実施する場合

別添の事業実施計画書(又は事業完了報告書)のとおり。

(注) 実施要綱第7の1により都道府県知事が作成する事業実施計画書(又は実施要綱第7の2により都道府県知事が作成する事業完了報告書)を添付すること。

- ・別表2の区分の欄の2に掲げる事業を実施する場合

別添の事業実施計画書(又は事業完了報告書)のとおり。

(注) 実施要綱第9の1の(2)により都道府県知事が作成する事業実施計画書(又は実施要綱第9の2の(2)により都道府県知事が作成する事業完了報告書)を添付すること。

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱等
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 補助金交付規程は、間接補助事業のみ添付すること。
 - 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

（別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（企業参入促進事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第8の1の（1）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第8の2により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業	円	円	円	
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

- 4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地中間管理機構事業 企業参入促進事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その4）

（別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（全国的な農地利用調整活動等への支援事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

（注）この申請書は、「3経費の配分及び負担区分」における各表ごとに作成し、（〇〇〇〇）には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の（7）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の（4）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	全国農業委員会 ネットワーク機構 (B) 円	
機構集積支援事業 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、全国農業委員会ネットワーク機構のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その5）

（別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

（注）実施要綱第10の1の(10)により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の2の(5)により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理 ・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守 ・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用 した照会の支援				
合 計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
機構集積支援事業 農業委員会サポートシステム管理事業 ア 農業委員会サポートシステムの管理・運営 イ 農業委員会サポートシステムの保守・運用 ウ 農業委員会サポートシステムを活用した照合の支援	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

(1) 定款、寄附行為、収支予算（又は収支決算）等

(2) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第1号（第4関係）（その6）

（別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

（注）（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)のうち該当する経費名を記載する。

記

1 事業の目的

（注）本要綱別表3の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費ごとに記入すること。

2 事業の内容及び計画（又は実績）

（1）都道府県指導推進整備事業計画（又は実績）（実施主体： ）

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

（2）機構業務

ア 事業推進計画（又は実績）（実施主体： ）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳 委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費			
（1）見回り	回	延 人	
（2）除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費（旅費）	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 （保全検討会）	回	延 人	
9 印紙税		部	

10 連携強化活動費			地区数	地区
(1)連携強化活動手当		延 人		
(2)資料作成作業員		延 人		
(3)連携協議会開催費	回	延 人		
(4)連携調査旅費	回	延 人		

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合 計			
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額	
		件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
売 買	前年度末保有量															
	本年度	買入														
		受渡														
		一時貸付														
本年度末保有量																
貸 借	前年度末保有量	賃貸借	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
		使用貸借	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
	未貸付	一般タイプ														
		抵当権（貸借）														
	本年度分	継続貸付	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
		新規貸付	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
		解約	一般タイプ													
	返 還	一般タイプ														
	本年度末保有量	賃貸借	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
		使用貸借	一般タイプ													
			抵当権（貸借）													
未貸付	一般タイプ															
	抵当権（貸借）															

- (注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(1)の事業を、貸借の欄の担い手支援（貸借）は同要綱第4の1の(5)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。
なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 所有者不明農地借入事業計画（又は実績）

区 分	農地		補償金等総額
	件 数 (件)	面 積 (10a)	金 額 (円)
前年度末			
本 年 度			

（注）補償金等総額の欄には、売買支援実施要綱第4の3の事業における補償金の供託、借賃の支払いの両方を含めた額を記載すること。

エ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画（又は実績）

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分					備 考 (経費の 内訳等)
			国庫 補助金 (A)	都道府 県費 (B)	市町 村費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	
農地売買等支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 都道府県費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地売買等支援事業費 (1) 都道府県指導推進整備費 (2) 機構業務費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第12の2により都道府県知事が作成する事業実績報告書（実績報告の場合に限る。）その他参考資料を添付すること。

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別紙様式第1号（第4関係）（その7）

（別表3の経費の欄に掲げる(3)の事業を実施する場合）

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（支援法人費）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

○ ○ ○ ○ 殿

住 所
公益社団法人全国農地保有合理化協会
会 長 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 農地売買支援事業推進指導計画（又は実績）

ア 指導計画等（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 事業推進指導	回	延 人	
2 現地検討会	回	延 人	
3 中央検討会	回	延 人	
4 事業調査	回	延 人	
5 資料作成			
(1) 現地検討会			部
(2) 中央検討会			部
(3) 調査結果			部

イ 事業推進資料作成計画（又は実績）

資 料 名	部 数	主な配布先	資 料 の 内 容

(2) 農地及び事業相談活動計画（又は実績）

開 催 時 期	人 員	内 容	備 考
月 日	人		(実績：相談件数 件)

(3) 農地中間管理機構職員研修計画（又は実績）

開 催 時 期	出 席 人 員	指 導 概 要	備 考
月 日	人		

(4) 連携支援体制機能管理運営整備計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考
1 情報提供機能管理運営費					
(1) データベース設定		回	延 人		
(2) データベース作成					
(3) データマップ整備					
2 情報集約機能管理運営費					
(1) 入力・取りまとめ作業		回	延 人		
(2) 集計分析調査員		回	延 人		
(3) 集計結果資料作成					部
3 システム管理費					
(1) パソコンリース					台
(2) パソコン保守					台

(5) 無利子貸付資金償還業務計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	業 務 内 容	備 考
1 償還担当員		回	延 人		
2 償還業務		回	延 人		
3 貸付金管理運営					
4 債権管理					
(1) 調査資料作成					部
(2) 現地調査		回	延 人		
(3) 外部監査		回	延 人		

(6) 借入金貸付業務体制整備計画 (又は実績)

区 分	時 期	回 数	員 数	体 制 整 備 内 容	備 考
1 資金調達業務		回	延 人		
(1) 市場調査		回			
(2) 資金調達		回			
2 借入金管理業務		回	延 人		
(1) 償還件数					件
3 貸付業務		回	延 人		
(1) 貸付件数					件
4 債権管理業務		回	延 人		
(1) 調査資料作成					部
(2) 現地調査		回	延 人		
5 貸付審査業務		回	延 人		
(1) 貸付審査会		回	延 人		
(2) 外部監査		回	延 人		
6 貸付業務活動計画					
(1) 借入金管理システム					
a システム開発					
b システム保守					
c パソコンリース					台
d パソコン保守					台
(2) 作業場所					m ²

(7) 借入資金利子助成計画 (又は実績)

借入年度	借入額	借入利率	利払額	備考
令和 年度	円	%	円	
合計				

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) (A)+(B)	負 担 区 分		備 考 (経費の内訳等)
		国庫補助金 (A)	公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費 (B)	
農地売買等支援事業費 (支援法人費)	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費				
(1) 事業推進指導費				
(2) 指導助言活動旅費				
(3) 農地相談活動費				
(4) 事業相談活動費				
(5) 農地中間管理機構職員研修費				
(6) 連携支援体制機能管理運営費				
(7) 無利子貸付資金償還業務費				
(8) 借入資金貸付業務体制整備費				
2 借入資金利子助成費				
合 計				

(注) 1 事業実施年度の4月1日から補助事業に要する(要した)経費を計上することができる。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

令和 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 公益社団法人全国農地保有合理化協会費	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
農地売買等支援事業費（支援法人費） 1 支援法人指導推進等整備費 (1) 事業推進指導費 (2) 指導助言活動旅費 (3) 農地相談活動費 (4) 事業相談活動費 (5) 農地中間管理機構職員研修費 (6) 連携支援体制機能管理運営費 (7) 無利子貸付資金償還業務費 (8) 借入資金貸付業務体制整備費 2 借入資金利子助成費	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款
- (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類
- (3) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算
- (4) 売買支援実施要綱第6の1により公益社団法人全国農地保有合理化協会が作成する事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の1により同協会が作成する事業実績報告書）

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 2 添付書類について、公益社団法人全国農地保有合理化協会のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり計画を変更し
[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第9
の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
 - 4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（申請時以降変更の無い場合は添付を省略できるものとする。）
 - 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第3号-1 (第11第1項関係)

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)支払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農林水産大臣
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官地方農政局総務管理職 殿

(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

〔 北海道にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
 沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長 〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官地方農政局総務管理官 殿

(東北農政局、関東農政局及び九州農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務部長 殿)

〔北海道及び民間団体にあつては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官
沖縄県にあつては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく請求する。

(併せて、同要綱第13の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。)

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

令和 年 月 日現在

区 分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額 A-(B+C)		事業完了 予定年月 日	備 考
			金額	出来高(B/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高 ((B+C)/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
 2 第13第1項のただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。
 3 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（〇〇〇〇）遅延届出書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））ため、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた（注1））理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- (注) 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。
- (注) 3 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。
- (注) 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第2項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。)

記

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
2 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
3 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
5 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第3項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年 月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補助金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払受入 済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰 越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完 了分							
合 計							

- (注) 1 この実績報告書は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出すること。(翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。)
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 区分の欄は、別記様式第1号の「経費の配分及び負担区分」における区分の欄に準ずること。また、繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道及び民間団体にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者の氏名及び役職

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第14第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、下記の「3の金額の積算の内訳」資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署受付済のもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写

し（税務署受付済のもの）

- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。
 - 3 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第20関係）

令和 年度
農林水産本省所管

農地集積・集約化等対策事業費補助金調書

補助事業名	国		地方公共団体名						備考				
	交付決定の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額		支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額
〇〇事業	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													
合計													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかつた部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度における当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者の役職及び氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱

(平成 26 年 3 月 25 日制定 農振第 869 号)
(平成 26 年 4 月 10 日一部改正 農振第 88 号)
(平成 28 年 5 月 11 日一部改正 農振第 122 号)
(平成 28 年 11 月 25 日一部改正 農振第 497 号)
(平成 29 年 7 月 18 日一部改正 農振第 299 号)
(平成 30 年 6 月 18 日一部改正 農振第 224 号)
(令和元年 5 月 23 日一部改正 農振第 66 号)
(令和元年 12 月 11 日一部改正 農振第 402 号)
(令和 3 年 2 月 18 日一部改正 農振第 781 号)
(令和 3 年 4 月 26 日一部改正 農振第 97 号)
(令和 3 年 10 月 25 日一部改正 農林水第 348 号)
(令和 4 年 5 月 11 日一部改正 農振第 125 号)
(令和 5 年 4 月 25 日一部改正 農振第 90 号)

(趣旨)

第 1 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づく知事の指定を受けた法人をいう。以下「機構」という。）、農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項の規定に基づく知事の指定を受けた法人をいう。以下「ネットワーク機構」という。）、市町村及び農業委員会（以下「補助事業者」という。）が担い手への農地集積・集約化を支援し、本県の農業の競争力強化に不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現していくために、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

(事業実施計画)

第 2 補助事業者は、国要綱に規定する事業を実施しようとする場合は、毎年度別に指示する日までに国要綱第 6 の 3、第 7 の 1、第 9 の 1 及び第 10 の 1 に定める様式による事業実施計画を機構及びネットワーク機構にあつては知事に、市町村及び農業委員会（以下「市町村等」という。）にあつては広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、市町村等から提出された事業実施計画を確認し、知事に送付するものとする。

3 知事は、国要綱の規定により東北農政局長へ提出した事業計画に対し、東北農政局から承認があった場合は、国要綱第 5 の 1 の（1）、1 の（2）のイ及び 2 の事業にあつては機構宛て、国要綱第 5 の 4 の（3）の事業にあつてはネットワーク機構宛て承認通知を、国要綱第 5 の 3、4 の（1）及び 4 の（2）の事業にあつては広域振興局長宛て承認通知書の写しを送付するものとする。

4 広域振興局長は、知事から 3 の規定による承認通知書の写しの送付があった場合は、申請のあった市町村等に様式第 1 号により承認通知を送付するものとする。

(交付決定前着手)

第3 機構、ネットワーク機構又は市町村等は、国要綱第14の1のただし書きにより交付決定前に事業を着手する場合には、本事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから県の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届(様式第2号)を機構及びネットワーク機構にあつては知事に、市町村等にあつては広域振興局長に送付するものとする。

2 広域振興局長は、市町村等から交付決定前着手届の提出があつた場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

3 1により交付決定前に着手する場合、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

また、この場合、当該補助事業者は、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱(平成26年3月25日付け農振第868号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)第10の規定による申請書の提出に当たっては、申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(事業実施計画の変更)

第4 国要綱第6の3の(6)、第7の1、第9の1の(5)及び第10の1の(6)の規定による事業実施計画の変更については、第2の規定を準用する。

(定期報告)

第5 ネットワーク機構又は農業委員会は、毎年度12月末日時点における機構集積支援事業の実施状況について、1月15日までに、国要綱別記4第5の1の(1)に定める様式によりネットワーク機構にあつては知事に、農業委員会にあつては広域振興局長に報告しなければならない。

2 広域振興局長は、農業委員会から定期報告書の提出があつた場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

(事業完了報告書の提出)

第6 補助事業者は、毎年度、当該年度の国要綱の事業に係る事業完了報告書を作成し、当該年度の事業完了後15日以内(事業完了が3月である場合にあっては、3月31日)に、国要綱第6の5、第7の2、第9の2及び第10の2に定める様式により機構及びネットワーク機構にあつては知事に、市町村等にあつては広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、市町村等から事業完了報告書の提出があつた場合は、内容を確認し、直ちに知事に送付するものとする。

(農地集積・集約化状況の報告)

第7 国要綱第3の3の(1)及び(2)の事業を実施した市町村は、交付対象地域ごとに、事業実施年度から事業実施年度の翌々年度までの間、毎年度、担い手への農地集積・集約化に関する状況を確認し、翌年度の5月末日までに様式第3号により広域振興局長に報告するものとする。

2 広域振興局長は、市町村から報告を受けた場合は、その内容を点検し、農地集積・集約化の状況が十分ではないときその他必要と判断したときは、市町村及び関係機関と連携して、当該地域に対して適切な指導を行うものとする。

- 3 広域振興局長は、所管する市町村分について、1の報告と2の点検結果及び指導内容を取りまとめ、様式第3号により6月末までに知事に報告するものとする。

(県の助成)

- 第8 県は、補助事業に要する経費の財源に充てるため、補助事業者に対して、交付要綱の規定に基づき、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金を交付するものとする。

(報告及び検査)

- 第9 県は、本事業が適正かつ適切に実施されたかどうかを確認するため、補助事業者及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の事業計画承認申請に係る手続から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている事業計画承認申請等に係る書類は、この要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

様式第1号（第2の4関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様
（又は農業委員会会長 様）

広域振興局長

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業計画の承認について
年 月 日付け第 号で申請のあったこのことについて、岩手県農地中間管理事業
等促進関連実施要綱第2の4に基づき送付します。

岩手県知事 様
(又は広域振興局長 様)

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町村長 氏 名)

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金の交付決定前着手届について
年 月 日付け 第 号で承認を受けた岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金の事業実施計画に基づく下記の事業について、岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱第3の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更（事業の内容変更）はないこと。

区 分	事業費		着 手 年月日	完了予定 年 月 日
		うち県費		

(理 由)

様式第3号（第7関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様
（岩手県知事）

市町村長 氏 名
（広域振興局長）

年度地域集積協力金交付事業及び集約化奨励金交付事業における担い手への
農地集積・集約化状況の報告について

岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱第7の1（又は3）に基づき、別添のとおり報告します。

（注）報告事項及び添付する様式については、県が別途定めるものとする。

岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱

(平成 26 年 3 月 25 日制定 農振第 868 号)
 (平成 26 年 4 月 10 日一部改正 農振第 89 号)
 (平成 27 年 3 月 24 日一部改正 農振第 838 号)
 (平成 28 年 5 月 11 日一部改正 農振第 123 号)
 (平成 28 年 11 月 25 日一部改正 農振第 498 号)
 (平成 29 年 7 月 18 日一部改正 農振第 300 号)
 (平成 30 年 6 月 18 日一部改正 農振第 223 号)
 (令和元年 5 月 23 日一部改正 農振第 67 号)
 (令和 2 年 5 月 11 日一部改正 農振第 121 号)
 (令和 3 年 10 月 25 日一部改正 農林水第 348 号)
 (令和 4 年 5 月 11 日一部改正 農振第 124 号)
 (令和 5 年 4 月 27 日一部改正 農振第 106 号)

(目的)

第 1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定に基づく知事の指定を受けた法人をいう。以下「機構」という。）、農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 42 条第 1 項の規定に基づく知事の指定を受けた法人をいう。以下「ネットワーク機構」という。）、市町村及び農業委員会（以下「補助事業者」という。）が農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第 3 及び農地売買等支援事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 320 号農林水産事務次官通知。以下「売買支援実施要綱」という。）第 4 に定める事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3140 号農林水産事務次官依命通知）、農地集積・集約化等対策推進交付金交付要綱（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2525 号農林水産事務次官依命通知）、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

区 分	経 費	補助額
1 岩手県農地中間管理機構事業 (1) 借受農地管理等事業	機構が実施要綱第 3 の 1 の (1) に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
(2) 農地中間管理機構運営事業	機構が実施要綱第 3 の 1 の (2) のイに規定する事業を行う場合に要する経費	定額
2 岩手県遊休農地解消緊急対策事業	機構が実施要綱第 3 の 2 に規定する事業を行う場合に要する経費	定額

<p>3 岩手県機構集積協力金交付事業</p> <p>(1) 地域集積協力金交付事業</p> <p>(2) 集約化奨励金交付事業</p> <p>(3) 経営転換協力金交付事業</p> <p>(4) 機構集積協力金推進事業</p>	<p>市町村が実施要綱第3の3の(1)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>市町村が実施要綱第3の3の(2)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>市町村が実施要綱第3の3の(3)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>市町村が実施要綱第3の3の(4)に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>4 岩手県機構集積支援事業</p> <p>(1) 農地法等に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>(2) 農地の有効利用を図るための支援事業</p> <p>(3) 広域的な農地利用調整活動等への支援事業</p>	<p>農業委員会が実施要綱第3の4の(1)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>農業委員会が実施要綱第3の4の(2)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>ネットワーク機構が実施要綱第3の4の(3)に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>
<p>5 岩手県農地中間管理機構売買支援事業</p> <p>(1) 担い手支援タイプの事業(農用地等売渡事業)</p> <p>(2) 担い手支援タイプの事業(農用地等貸付事業)</p>	<p>機構が売買支援実施要綱第4の1の(1)に規定する事業を行う場合に要する経費</p> <p>機構が売買支援実施要綱第4の1の(5)に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

(事業又は経費相互間の流用の禁止)

第3 次に掲げる事業又は経費は相互間の流用をしてはならない。

第2の表の区分欄に掲げる1から4までの事業の相互間における流用

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更。ただし、第2の表の区分欄の1の(1)及び(2)の事業にあっては、事業の相互間における経費の30%を超える増減又は事業費の30%を超える増減。第2の表の区分欄の3の(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減又は事業費の30%を超える増減

(2) 補助事業の内容の変更

(3) 第1号及び第2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して7日以内とする。

(立入検査等)

第6 広域振興局長(補助事業者が機構及びネットワーク機構の場合にあっては知事。以下「知事等」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(事業実施状況の報告)

第7 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の第2四半期及び第3四半期の末日現在において岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事等に提出しなければならない。ただし、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金概算払請求書(様式第6号)をもってこれに代えることができるものとする。

- 2 広域振興局長は、市町村及び農業委員会から岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況報告書(様式第5号)の提出があった場合は、7日以内に知事に送付するものとする。

(概算払)

第8 知事等は、必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の概算払を請求しようとするときは、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金概算払請求書(様式第6号)を知事等に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から、15日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金実績報告書(様式第7号)を知事等に提出しなければならない。

- 2 広域振興局長は、市町村及び農業委員会から岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金実績報告書(様式第7号)の提出があった場合は、7日以内に知事に送付するものとする。

(提出書類及び提出期日)

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(関係書類等の保管義務)

第 11 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 岩手県担い手への農地集積推進事業補助金交付要綱（平成25年6月13日付け農振第193号農林水産部長通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の旧要綱に基づき、知事又は広域振興局長に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱の相当規定に基づき提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の規定により知事等に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の相当規定により提出されたものとみなす。
- 3 岩手県農地保有合理化事業補助金交付要領（平成24年7月10日付け農振第273号農林水産部長通知。以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、旧要領の規定により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の規定により知事等に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の規定により知事等に提出されている交付申請に係る書類は、この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 18 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱に定める様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

別表（第10関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出 部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付申請書	様式第1号（その1） ただし、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、様式第1号（その2）	1部	別に定める。
	2 事業実施計画書	1 機構の場合 実施要綱別紙様式第1号 ただし、岩手県遊休農地解消緊急対策事業にあつては、実施要綱別紙様式第8号の別添、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「売買支援実施要領」という。）参考様式1の別紙 2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第3号 3 農業委員会の場合及びネットワーク機構の場合 実施要綱別紙様式第9号		
	3 収支予算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金変更（中止、廃止）承認申請書	様式第3号	1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
	2 事業実施計画書	1 機構の場合 実施要綱別紙様式第1号 ただし、岩手県遊休農地解消緊急対策事業にあつては、実施要綱別紙様式第8号の別添、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、売買支援実施要領参考様式1の別紙		

		<p>2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第3号</p> <p>3 農業委員会の場合及びネットワーク機構の場合 実施要綱別紙様式第9号</p>		
	3 収支予算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			
規則第13条第1項の規定による書類	1 岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金請求(精算)書	様式第4号	1部	事業完了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日
	2 事業完了報告書	<p>1 機構の場合 実施要綱別紙様式第1号 ただし、岩手県遊休農地解消緊急対策事業にあつては、実施要綱別紙様式第8号の別添、岩手県農地中間管理機構売買支援事業にあつては、売買支援実施要領参考様式4の別紙</p> <p>2 市町村の場合 実施要綱別紙様式第3号</p> <p>3 農業委員会の場合及びネットワーク機構の場合 実施要綱別紙様式第9号</p>		
	3 収支精算書	様式第2号		
	4 その他知事等が必要と認める書類			

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）交付申請書
年度において、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。

記

※（〇〇〇）には、第2の表の区分欄の事業名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A+B)	負担区分		備 考
		県補助金 (A)	その他 (B)	
合 計				

(注) 1 区分の欄は、第2の表の区分の欄の事業名を記載する。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、岩手県農地中間管理事業等促進関連実施要綱（平成26年3月25日付け農振第869号農林水産部長通知）第3の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（岩手県農地中間管理機構売買支援事業）
交付申請書

年度において、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（岩手県農地中間管理機構売買支援事業）の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、補助金 円
の交付を申請します。

記

1 事業の目的

（注）第2の表の区分の欄4に掲げる（1）及び（2）までの経費ごとに記載する。

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 機構業務

ア 事業推進計画（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳
2 諸税		筆	
3 財産管理費 (1) 見回り (2) 除草	回	延 人	委託事業の場合にあっては、委託先名 を記入すること。
4 測量費		ha 件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費（旅費）	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 （保全検討会）	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費 (1)連携強化活動手当 (2)資料作成作業員 (3)連携協議会開催費 (4)連携調査旅費	回 回 回 回	延 人 延 人 延 人 延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

区 分		一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合 計			
		件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額	
		件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
売 買	前年度末保有量															
	本年度	買入														
		売渡														
		一時貸付														
本年度末保有量																
貸 借	前年度末 保有量	賃貸借	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
		使用貸借	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
	未貸付	一般タイプ														
		担い手支援（貸借）														
	本年度分	継続貸付	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
		新規貸付	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
		解約	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
	返 還	一般タイプ														
		担い手支援（貸借）														
	本年度末 保有量	賃貸借	一般タイプ													
			担い手支援（貸借）													
使用貸借		一般タイプ														
		担い手支援（貸借）														
未貸付	一般タイプ															
	担い手支援（貸借）															

(注) 1 売買の欄は売買支援実施要綱第4の1の(1)の事業を、貸借の欄の担い手支援（貸借）は売買支援実施要綱第4の1の(5)の事業を、一般タイプは売買支援実施要綱第4の2の事業をいう。

2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記載する。

3 交換の場合の譲受又は譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受＝買入、譲渡＝売渡として外数で記載すること。

4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。

5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する（年払いについては価額の記載を要しない）。

なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。

6 解約とは、機構と転借人、返還とは、地主と機構との関係である。

7 農業用施設用地等には混牧林利用地を含め、農業用施設等には当該施設と一体的に利用される装置を含む。

様式第2号（別表関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 そ の 他	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、第2の表の区分欄の事業名を記載する。

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）
変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令（指令 広 ）第 号により補助金の交付の決定の通知があつた岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業実施について、下記のとおり計画を変更（中止、廃止）し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 理 由

（以下様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。
 - 2 金額の変更のない場合は[]の部分を除く。
 - 3 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載する。

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）請求書

年 月 日付け岩手県指令（指令 広 ）第 号により補助金の交付の決定の通知があった岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円	
補助金交付決定額	金	円
概算払受領額	金	円

- （注） 1 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中の「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。
- 2 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）遂行状況報告書
年 月 日付け岩手県指令（指令 広）第 号により補助金の交付の決定の通知があった事業について、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区 分	総事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

- (注) 1 表題括弧書については、様式第1号に準じて記載する。
2 区分欄には、様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載する。

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）概算払請求書（兼遂行状況報告書）
年 月 日付け岩手県指令（指令 広 ）第 号により補助金の交付の決定の通知があった岩手県中間管理事業等促進関連の事業について、補助金の概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

（併せて、岩手県農地中間管理事業促進関連補助金交付要綱第7の規定に基づき、事業の遂行状況を報告します。）

記

- 1 請求額
金 円
- 2 内 訳

年 月 日現在

区 分	総事業費 円	補助金交 付決定額 (A) 円	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 A - (B + C)		事業完 了予定 年月日	備 考
			金 額 円	出来高 (B/A) %	金 額 円	〇月〇日 迄予定出 来高 ((B+C)/A) %	金 額 円	〇月〇日 迄予定出 来高 %		
合 計										

3 理 由

- (注) 1 表題括弧書については、様式第1号に準じて記載する。
- 2 区分欄には、様式第1号の記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載する。
- 3 第7第1項ただし書の規定に基づき、岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金遂行状況報告書（様式第5号）に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告（第〇・四半期末の進捗度）」について記載する。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載する。

岩手県知事 様
（又は広域振興局長）

所在地
名 称
代表者 氏 名
（市町村長 氏 名 ）

年度岩手県農地中間管理事業等促進関連補助金（〇〇〇）実績報告書
年 月 日付け岩手県指令（指令 広 ）第 号により補助金の交付の決定の
通知があった岩手県農地中間管理事業等促進関連の事業について、下記のとおり事業を実施したので、
その実績を報告します。

記

- （注） 1 表題括弧書きについては、様式第1号に準じて記載する。
2 記の記載事項は、様式第1号の記の記載要領に準ずる。
3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付する。